

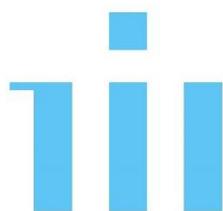
第5次いちかわハートフルプラン

市川市障害者計画

第7期市川市障害福祉計画・第3期市川市障害児福祉計画

【令和6～8年度】

(2024～2026年度)



市川市

第5次いちかわハートフルプランの策定にあたって

市川市では、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域のなかで、一人ひとりが自らの意思で主体的に尊厳を持って生活を営むことができるよう、「このまちで共に生きる」を最も基本となる理念に置き、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第4次いちかわハートフルプラン」を策定し、施策を計画的かつ総合的に推進してまいりました。



このたび、障がいのある方が生きがいや役割を持ち各分野の支援を受けながら安心して暮らし続けることができる体制の構築を目指して令和4年12月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正法など、関連する法改正等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第5次いちかわハートフルプラン」を策定いたしました。

今後も引き続き、「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」の実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、障がい者団体や市川市自立支援協議会、また、市民の皆様に貴重なご意見をいただきましたことを、心より感謝申し上げます。

令和6年4月
市川市長

田中 甲

-目次-

第1部 総論

第1章 第5次いちかわハートフルプランの概要

第1節	これまでの経緯	2
第2節	第5次いちかわハートフルプランとは	4
第2章	障がい者福祉の現状と課題	
第1節	障がい者福祉をめぐる内外の動き	7
第2節	障害者手帳所持者数等	11
第3節	前計画（第4次いちかわハートフルプラン）の達成状況	25
第4節	障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見	42
第5節	障がい児福祉に対する市民の意識	50
第6節	まとめ	52

第2部 市川市障害者計画

第1章 理念等

第1節	理念	58
第2節	将来像	59
第3節	基本目標	60
第4節	施策推進の方向	61
第5節	各施策に共通する横断的視点	62
第6節	理念等の構造	64

第2章 具体的な施策

第1節 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

第1項	障がい児支援	66
第2項	学校教育	69

第2節 就労・社会参加の促進 ～地域で活動する～

第1項	就労支援・雇用促進	71
第2項	生涯学習・文化・スポーツ	75

第3節 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

第1項	地域生活の支援	77
第2項	情報アクセシビリティ・意思疎通支援	86
第3項	保健・医療	88
第4節	相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～	
第1項	相談	90
第2項	権利擁護	98
第5節	誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～	
第1項	災害や感染症の対策	100
第2項	まちづくり・居住環境整備	103
第6節	地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～	
第1項	障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供	107
第2項	支援人材の確保と質の向上	110
第3項	連携強化、支援体制整備	113

第3部 第7期市川市障害福祉計画・第3期市川市障害児福祉計画

第1章	計画の方向性	118
第2章	成果目標と活動指標	121
第3章	障害者総合支援法に係るサービス等	
第1節	障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系	130
第2節	障害福祉サービスの整備	
第1項	訪問系サービス	132
第2項	日中活動系サービス	134
第3項	居住系サービス	138
第3節	相談支援の整備	141
第4節	地域生活支援事業の整備	
第1項	理解促進研修・啓発事業（必須事業）	144
第2項	自発的活動支援事業（必須事業）	146
第3項	相談支援事業（必須事業）	147
第4項	成年後見制度利用支援事業（必須事業）	150
第5項	成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）	152

第6項	意思疎通支援事業（必須事業）	153
第7項	日常生活用具給付等事業（必須事業）	155
第8項	手話奉仕員養成研修事業（必須事業）	157
第9項	移動支援事業（必須事業）	158
第10項	地域活動支援センター機能強化事業（必須事業）	159
第11項	市が自主的に取り組む事業（任意事業）	161
第4章 児童福祉法に係るサービス		
第1節	障害児福祉計画に定める障害児通所支援等の体系	163
第2節	障害児通所支援等の整備	164

第4部 資料

第1章 資料

第1節	策定体制	168
第2節	策定の経過	169
第3節	市川市社会福祉審議会条例	170
第4節	市川市社会福祉審議会委員名簿	173
第5節	用語解説	174

※ この冊子中、「*」印がついた語句については、巻末に用語解説を載せています。



第1部
総論

第1章 第5次いちかわハートフルプランの概要

第1節 これまでの経緯

- 本市では、平成10年3月に「市川市障害者施策長期計画」（計画期間：平成10年度から19年度まで）を策定し、これを総合的かつ計画的に推進してきました。
- この間、平成18年4月に障害者自立支援法（平成17年法律第123号。現「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。））が施行されたことに伴い、法施行と同時に第1期の市川市障害福祉計画（計画期間：平成18年度から平成20年度まで）を定めました。
- 平成20年3月には、市川市障害者施策長期計画の計画期間の終了に伴い、「市川市障害者計画（基本計画）」（計画期間：平成20年度から29年度まで）と「市川市障害者計画（実施計画）」（計画期間：平成20年度から22年度まで）を策定しました。
- この市川市障害者計画（基本計画）では、近年の新しい制度や枠組みへの対応はもとより、新たな課題への取組を進めるために、それまでの計画理念を引き継ぎながら、本市の将来像を「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」と定め、3つの基本目標と6つの施策推進の方向に沿って施策を計画的に推進してきました。
- 平成24年3月には、翌4月からの「第3期市川市障害福祉計画」（計画期間：平成24年度から26年度まで）に合わせて、平成23年度から25年度までを計画期間としていた「市川市障害者計画（第2次実施計画）」を1年間延長することで、両者をあわせて「いちかわハートフルプラン」として初めて定めました。
- 平成26年3月には、国の制度改革の動きや社会情勢の変化に対応するため、「市川市障害者計画（基本計画）」の改訂を行いました。

第 2 節 第 5 次いちかわハートフルプランとは

(1) 第 5 次いちかわハートフルプランとは

○第 5 次いちかわハートフルプランとは、次の 2 つの計画をセットにしたもの
ことをいいます。

- ・ 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に基づく「市川市障
害者計画」
- ・ 障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
第 33 条の 20 第 1 項に基づく「第 7 期市川市障害福祉計画・第 3 期市川市障
害児福祉計画」

○後者の計画は、障害者総合支援法第 88 条第 6 項及び児童福祉法第 33 条の 20
第 6 項に「一体のものとして作成することができる」とされているため、本市で
は一体のものとして作成するものです。

(2) 「市川市障害者計画」とは

○「市川市障害者計画」とは、「市川市における障がい者のための施策に関する基本
的な計画」（市町村障害者計画）（障害者基本法第 11 条第 3 項）のことであり、
策定は市町村の義務となっています。

(3) 市町村障害者計画の内容

○市町村障害者計画の策定に当たっては、「障害者基本計画及び都道府県障害者計
画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ」るこ
ととされています（障害者基本法第 11 条第 3 項）。

○市川市障害者計画の詳細については、第 2 部に記載します。

(4) 「第 7 期市川市障害福祉計画・第 3 期市川市障害児福祉計画」とは

○「市川市障害福祉計画」とは、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村
障害福祉計画のことであり、「障害福祉サービス*の提供体制の確保その他この法
律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」とされています。

○「市川市障害福祉計画」は、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間に計画

の期間とした「第 1 期市川市障害福祉計画」から、3 年ごとに作成されており、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間で計画の期間とするこの度の計画は、第 7 期の計画に当たります。

- 「市川市障害児福祉計画」とは、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画のことであり、「障害児通所支援* 及び障害児相談支援* の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」とされています。
- 「市川市障害児福祉計画」は、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間で計画の期間とした「第 1 期市川市障害児福祉計画」から、3 年ごとに作成されており、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間で計画の期間とするこの度の計画は、第 3 期の計画に当たります。

(5) 市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画の内容

市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画の内容に関しては、障害者総合支援法第 88 条、児童福祉法第 33 条の 20 に、次のような規定があります。

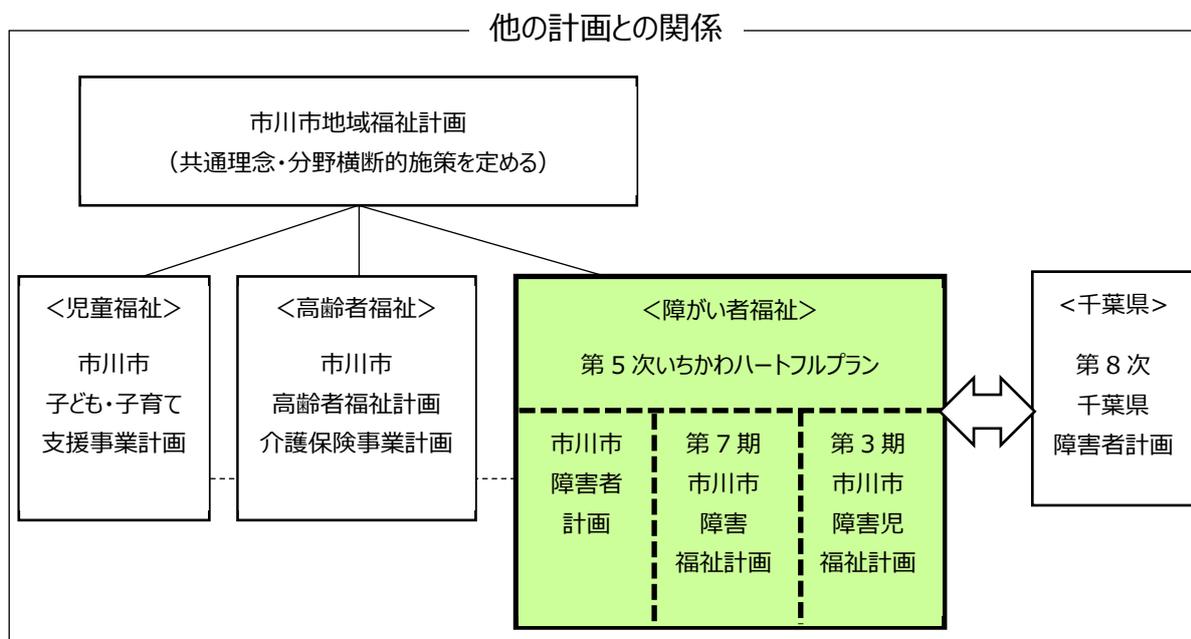
- 厚生労働大臣が定める「基本指針*」に即して定めるものとする。
- 次に掲げる事項を定めること。
 - ① 障害福祉サービス（障害児通所支援）、相談支援*（障害児相談支援）及び地域生活支援事業* の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - ② 各年度における指定障害福祉サービス*（指定通所支援*）、指定地域相談支援* 又は指定計画相談支援*（指定障害児相談支援*）の種類ごとの必要な量の見込み
 - ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めること。
 - ① 前項②の指定障害福祉サービス（指定通所支援）、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - ② 前項②の指定障害福祉サービス（指定通所支援）、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（指定障害児相談支援）及び前項③の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

- 当該市町村の区域における障がい者等（障がい児*）の数及びその障がいの状況を勘案して作成すること。
- 当該市町村の区域における障がい者等（障がい児）の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して作成するよう努めること。
- 市町村障害者計画、市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障がい者等（障がい児）の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。

第7期市川市障害福祉計画・第3期市川市障害児福祉計画の詳細については、第3部に記載します。

(6) 他の計画との関係

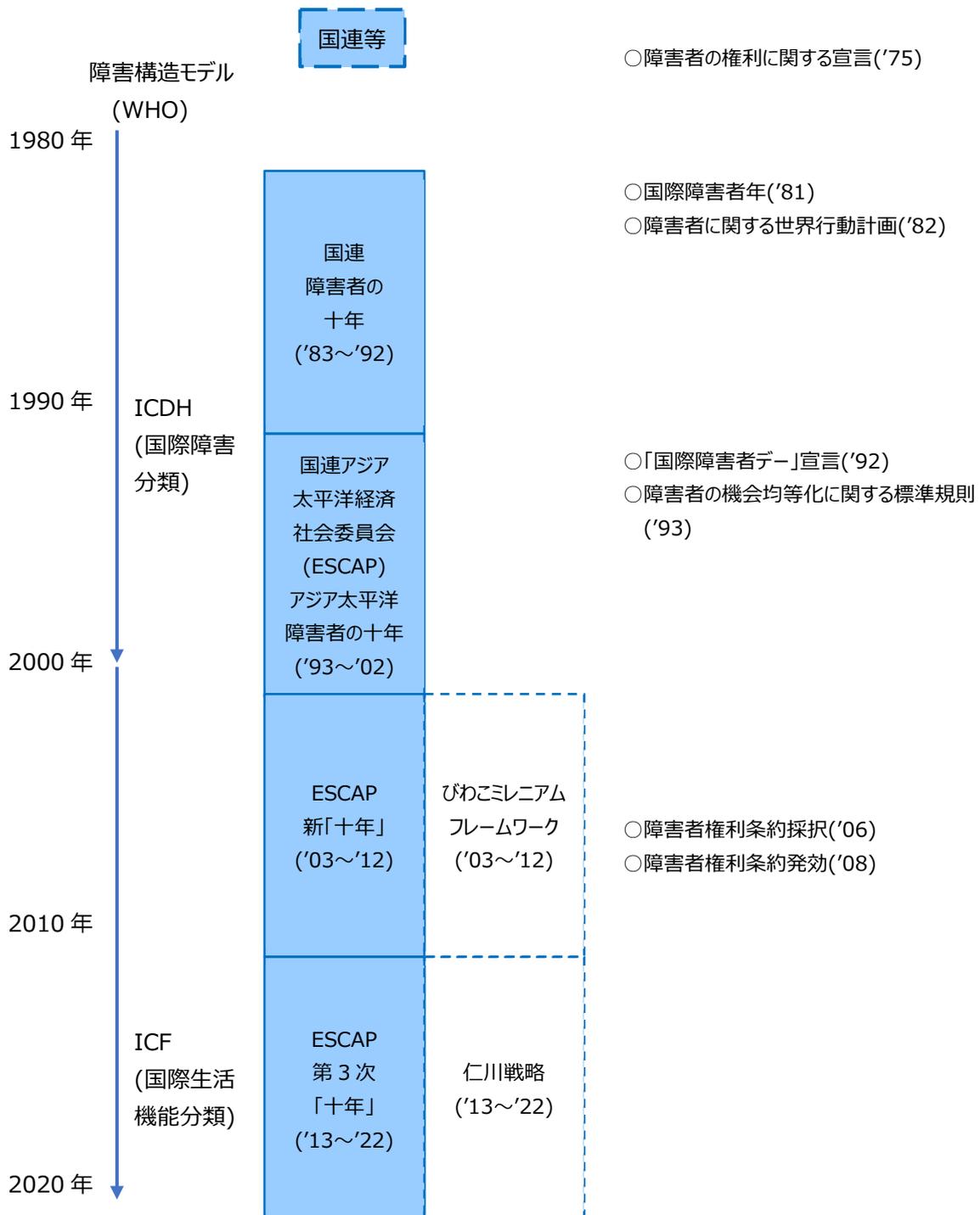
- 第5次いちかわハートフルプランは、地域における福祉施策の共通理念や分野横断的な施策を定める「市川市地域福祉計画」との整合調和を図るほか、関連する他の施策別計画との調和を図りながら定めるものです。



第2章 障がい者福祉の現状と課題

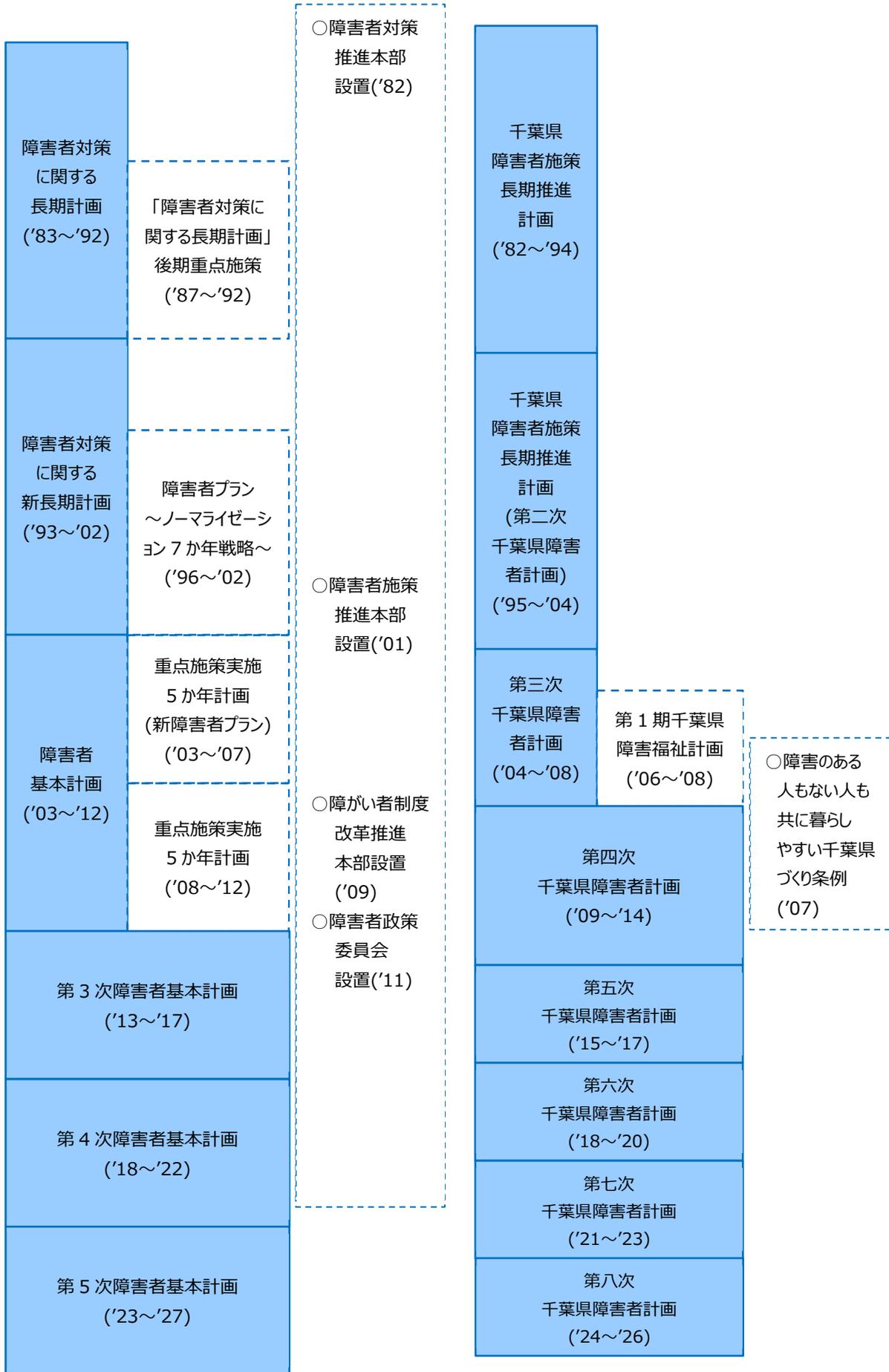
第1節 障がい者福祉をめぐる内外の動き

第1項 障がい者施策の動向

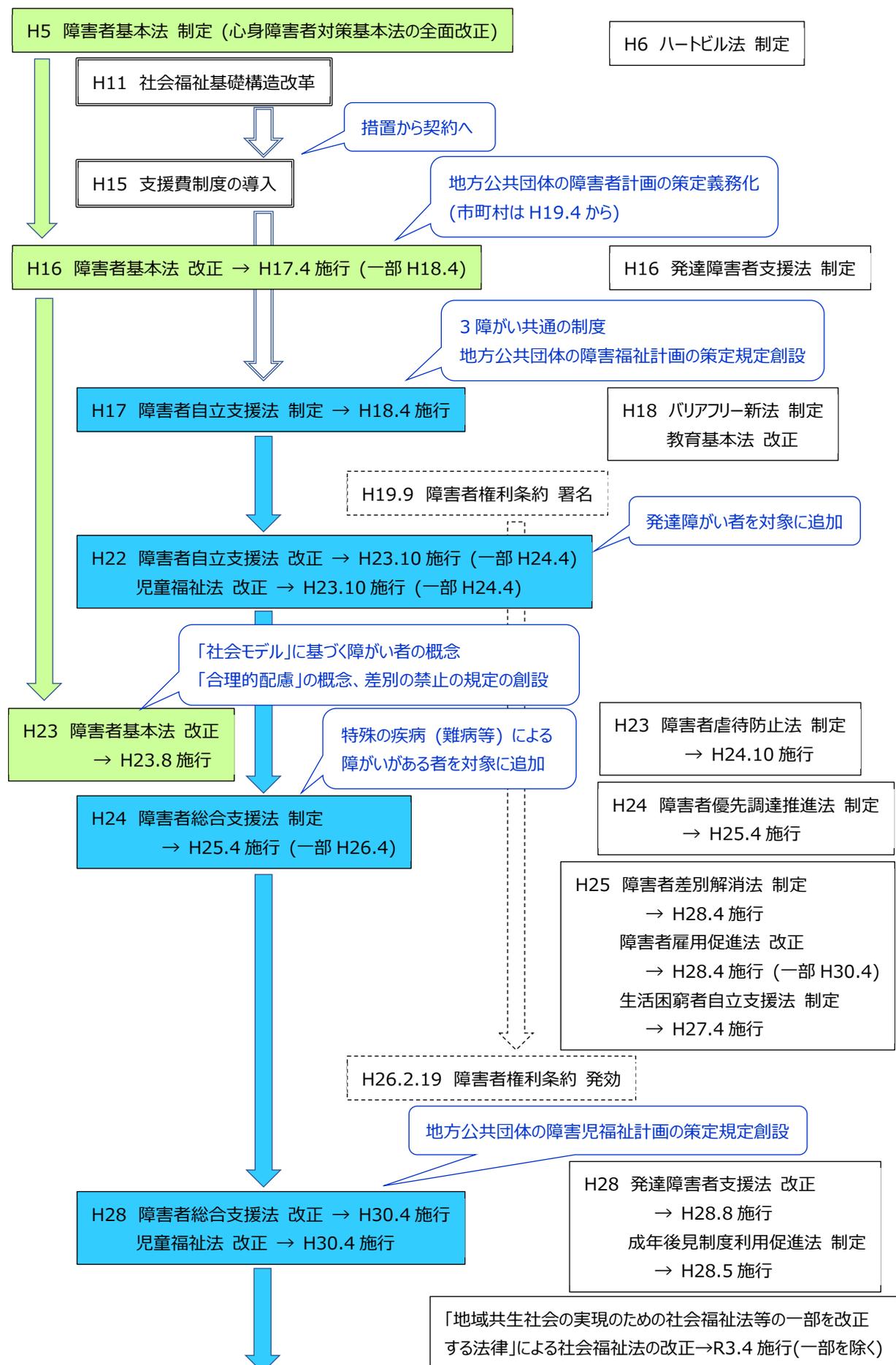


国の計画等

県の計画等



第2項 障がい者施策に関する国内法等の変遷





地域生活支援拠点等*の整備と基幹相談支援センター*の設置の努力義務化

R4 障害者総合支援法 改正 → R6.4 施行

R4 障害者による情報の取得及び利用
並びに意思疎通に係る施策の推進に
関する法律 制定
→ 公布日施行

第 2 節 障害者手帳所持者数等

千葉県が公表している各市町村別の障害者手帳所持者数等と、厚生労働省の福祉行政報告例、衛生行政報告例から、本市における各障害者手帳所持者数等の傾向を整理しました。

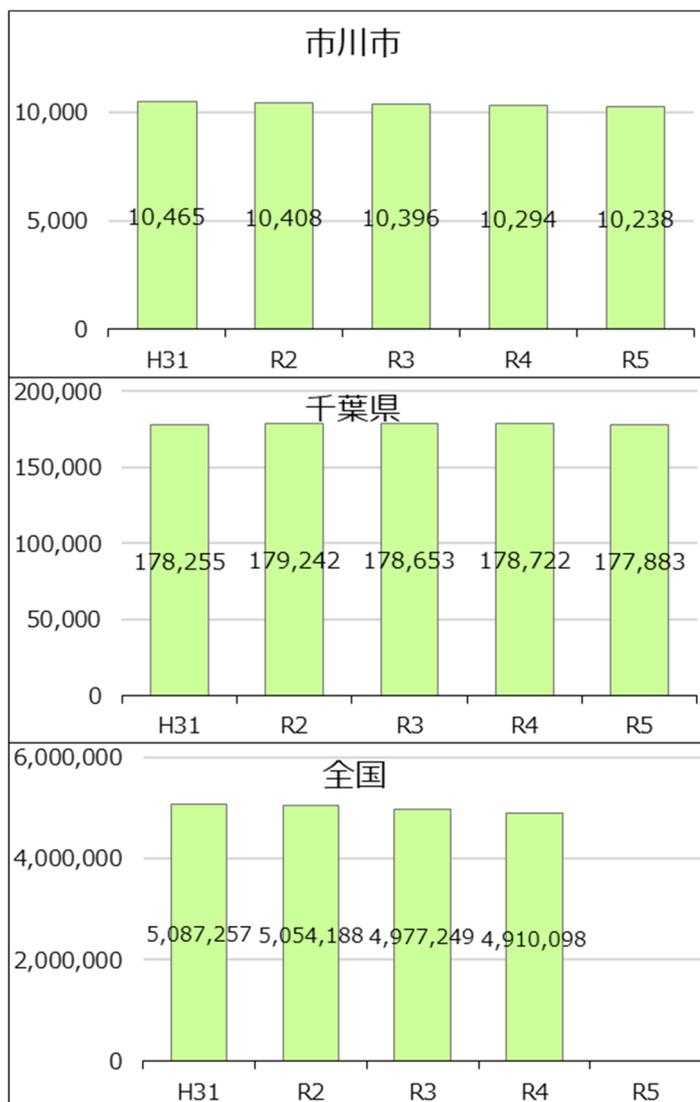
(1) 身体障害者手帳*所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数は、近年はわずかに減少傾向にあり、年平均で約0.5%ずつ減少しています。

千葉県で見ると市川市よりもさらにわずかな減少傾向（年平均約0.05%の減少）、全国で見ると年平均約1.1%ずつ減少している傾向があります。

全国・千葉県・本市それぞれでわずかな違いはありますが、身体障害者手帳所持者数はわずかな減少傾向にあると言えます。

等級別や年齢別の内訳は、後述します。



(※ 各年の3月31日時点)

(2) 療育手帳*所持者数

本市の療育手帳所持者数は、年々やや増加していく傾向にあります。年平均で約2.6%の増加を続けていますが、千葉県全体で見ると年平均約3.1%の増加、全国では年平均約2.8%の増加傾向となっており、他と比較すると本市の増加傾向はやや緩やかと言えます。

等級別や年齢別の内訳は、後述します。



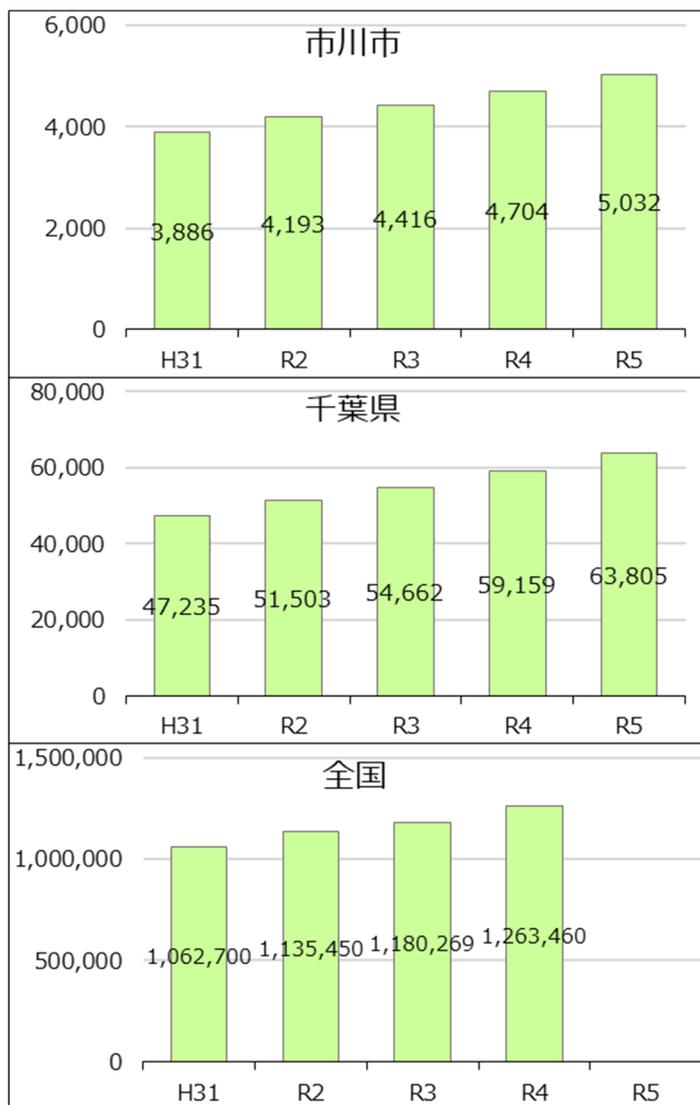
(※ 各年の3月31日時点)

(3) 精神障害者保健福祉手帳*所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数については、他の2つの障害者手帳所持者数と比べると、全国、千葉県、本市のいずれにおいても、最も増加傾向が顕著となっています。

市川市では年平均で約6.7%の増加傾向にあり、千葉県では年平均で約7.8%、全国では年平均で約5.9%と、高い増加傾向を示しています。

等級別や年齢別の内訳は、後述します。



(※ 各年の3月31日時点)

(4) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

自立支援医療（精神通院医療）を受給している方の数は、精神障害者保健福祉手帳所持者数と同様に、増加傾向となっています。

市川市では年平均で 3.7%程度の増加傾向にあり、千葉県では年平均で 4.8%程度、全国では年平均で 4.0%程度の増加傾向にあります。

障がい者は障害者手帳を所持している方や自立支援医療を受給している方に限るわけではありませんが、全国、千葉県、本市ともに、身体障がいの方や知的障がいの方よりも、精神に障がいのある方が特に増加している傾向にあるものと考えられます。

なお、令和 3 年の数値だけ他と傾向が異なるのは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、支給認定の有効期間を 1 年間延長する措置を講じた影響によるものです。



(※ 各年の3月31日時点の受給者数。ただし、全国のデータについては各年の3月31日までの12箇月間の支給認定件数。)

(5) 身体・療育・精神の各手帳所持者数の合計

3つの障害者手帳所持者数の合計を見ると、市川市では年平均で約1.7%の増加傾向、千葉県では年平均で約2.0%の増加傾向、全国では年平均で約0.6%の増加傾向にあります。

3つの障害者手帳の中では、身体障害者手帳の所持者数が最も多く、わずかに年々減少していく傾向にあり、それに対して、数としては少ない療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数が年々増加する傾向にあつて、3手帳全体として見ると増加傾向にあることから、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加傾向が強く表れていることが見て取れます。

ただ、身体障害者手帳所持者数はわずかに減少傾向、療育手帳所持者数は増加傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者数は特に増加傾向、という特徴は、全国、千葉県、本市それぞれで、同様であることが分かります。



(※ 各年の3月31日時点)

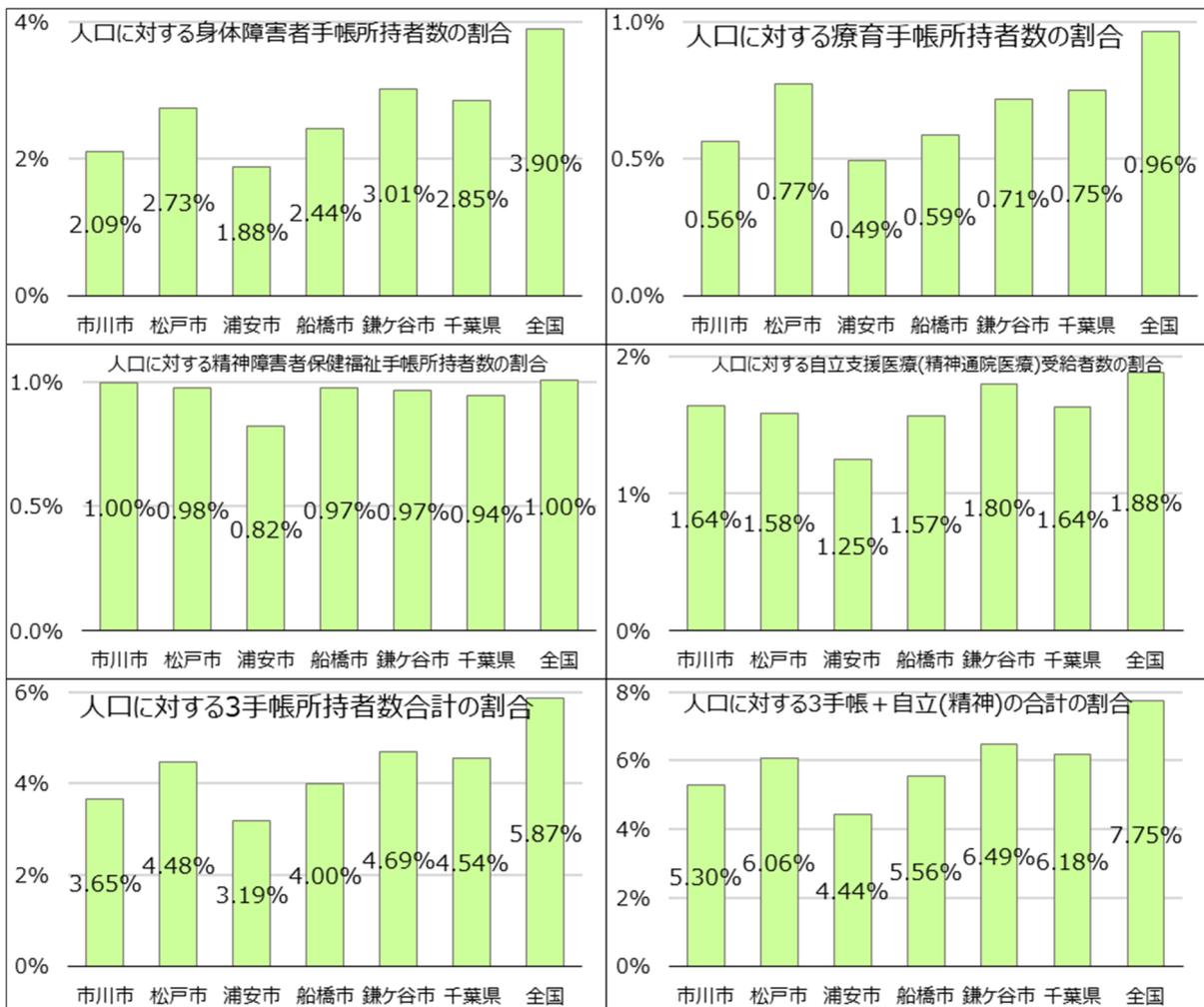
(6) 人口に対する割合

次に、隣接市並びに千葉県及び全国の、障害者手帳所持者数、自立支援医療（精神通院医療）受給者数の状況を見てみます。

本市は、他市等と比べて身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者の割合が低くなっており（浦安市を除く）、精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は全国とほぼ同じ値、自立支援医療（精神通院医療）受給者の割合は千葉県とほぼ同じ値となっています。

各障害者手帳所持者数を合計した数や、これに自立支援医療（精神通院医療）受給者数も足した数で割合を見ると、本市は、身体・療育の2つの障害者手帳所持者の割合の低さの影響を受け、他市等よりも割合が低くなっています（浦安市を除く）。

本市は、身体・療育の2つの障害者手帳所持者の割合が低めで、精神障害者保健福祉手帳所持者の割合がわずかに高め（ただし全国とほぼ同じ）という特徴を持っていると言えます。

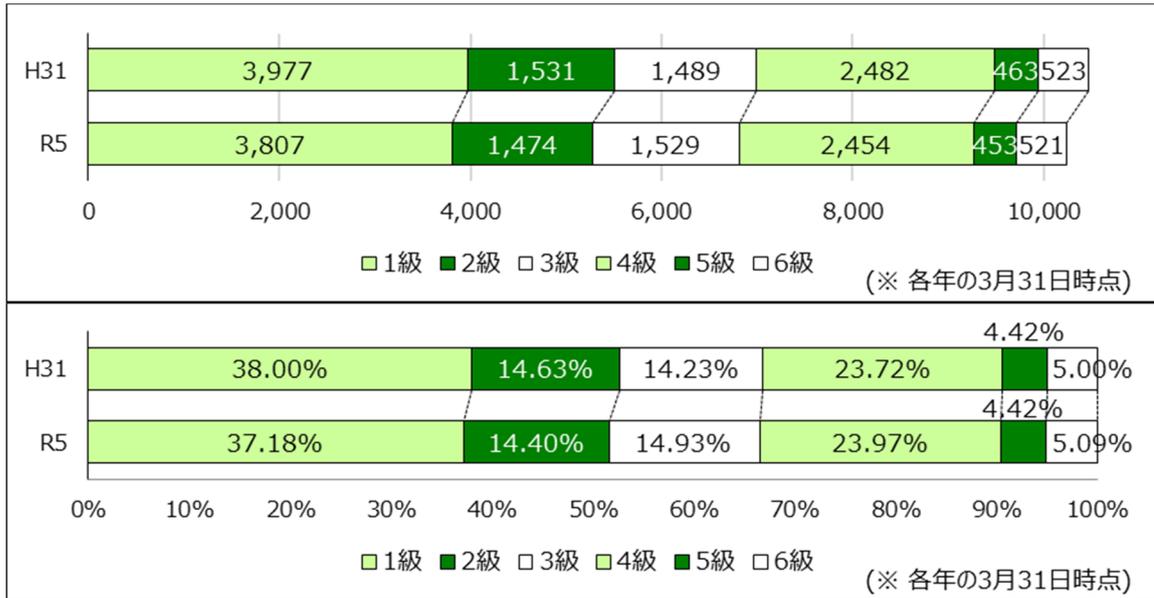


(※ 全国の人口は令和4年1月1日時点の住民基本台帳人口、その他の人口は令和4年3月31日時点又は令和4年4月1日時点の住民基本台帳人口を用いた。)

(※ 各障害者手帳所持者数、自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、令和4年3月31日時点の値を用いた。ただし、自立支援医療(精神通院医療)については、全国の値のみ令和3年度の支給認定件数を用いた。)

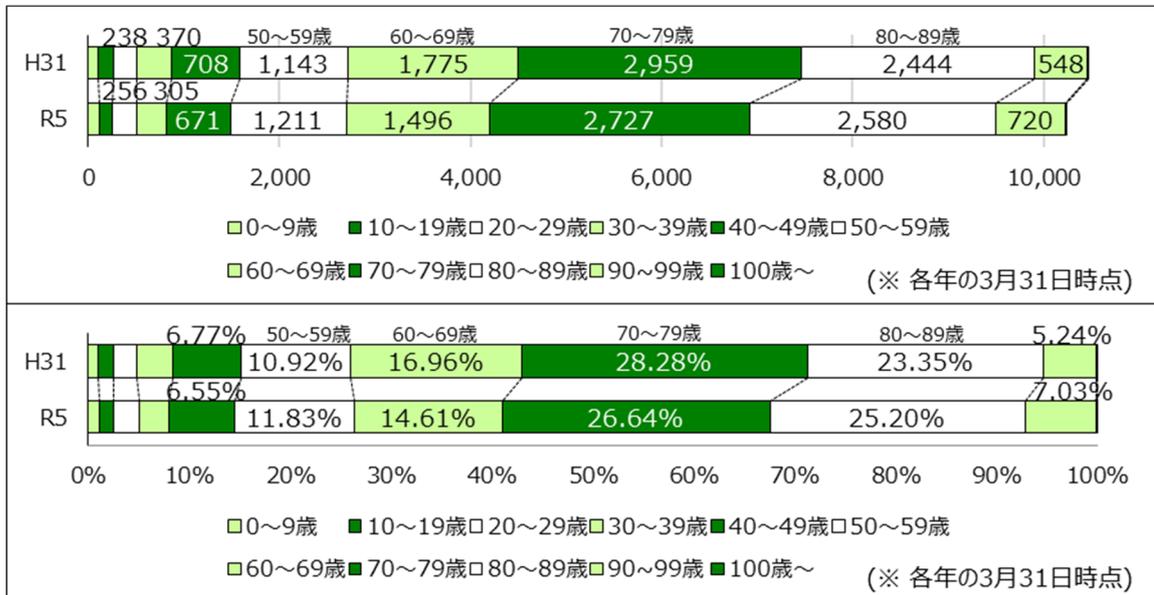
(7) 本市の身体障害者手帳所持者の内訳

① 等級別



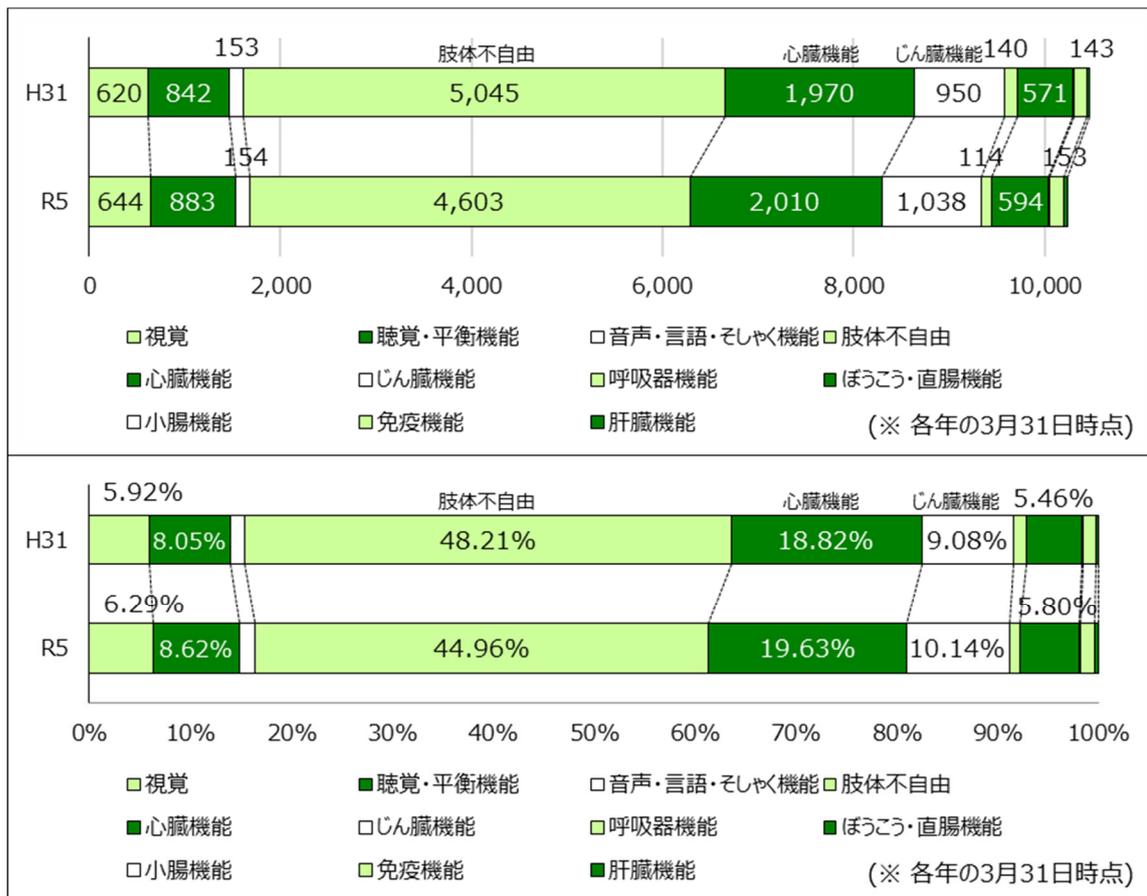
身体障害者手帳所持者全体としては減少傾向にある中で、割合としては 1、2 級がわずかに減少、3～6 級がわずかに増加していますが、概ね割合に大きな変化はありません。6 つの等級の中では、1 級、4 級の割合が大きくなっています。

② 年齢別



0、20、50、80、90 歳代が、数、割合ともに増加しています。各年代の中では、70 歳代、80 歳代の割合が大きく、この 2 つで全体の半分以上を占めています。身体障害者手帳の所持者には高齢者が多いことが分かります。

③ 障がい部位別

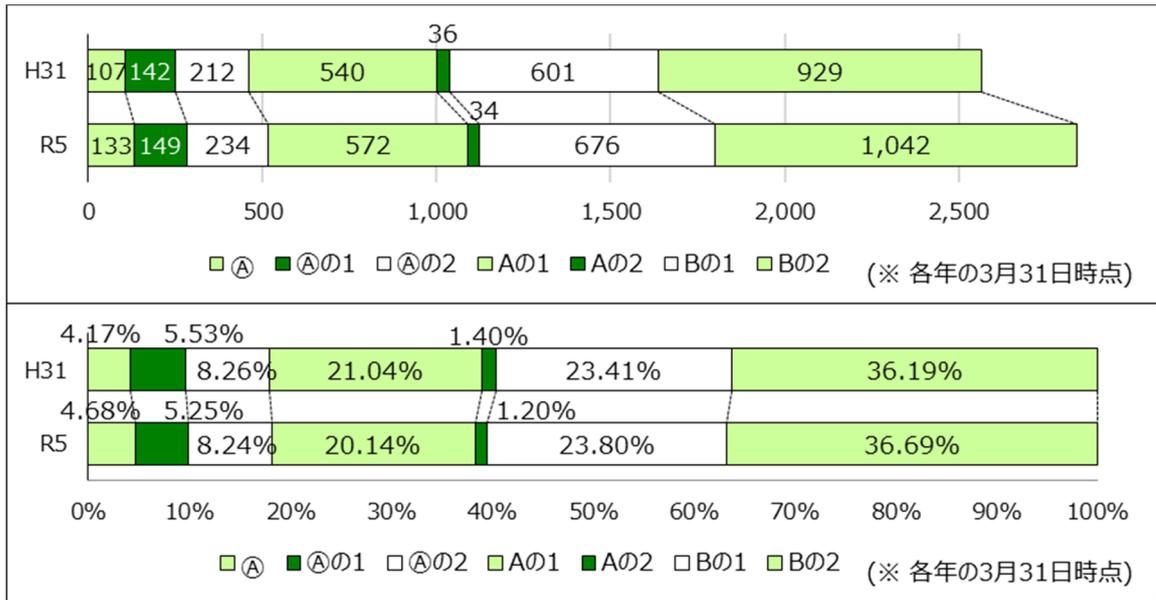


数、割合とも、肢体不自由が大きく減少し、肢体不自由・呼吸器機能以外の9部位は増加しています。身体障害者手帳所持者数の減少は、肢体不自由の方の減少が大きく影響していることが分かります。

11の部位ごとに見ると、最も多いのが肢体不自由、次いで心臓機能となっており、肢体不自由の減少の影響を受けて総数としては減少傾向ながらも、心臓機能障がいの方等が増加傾向にあることが分かります。

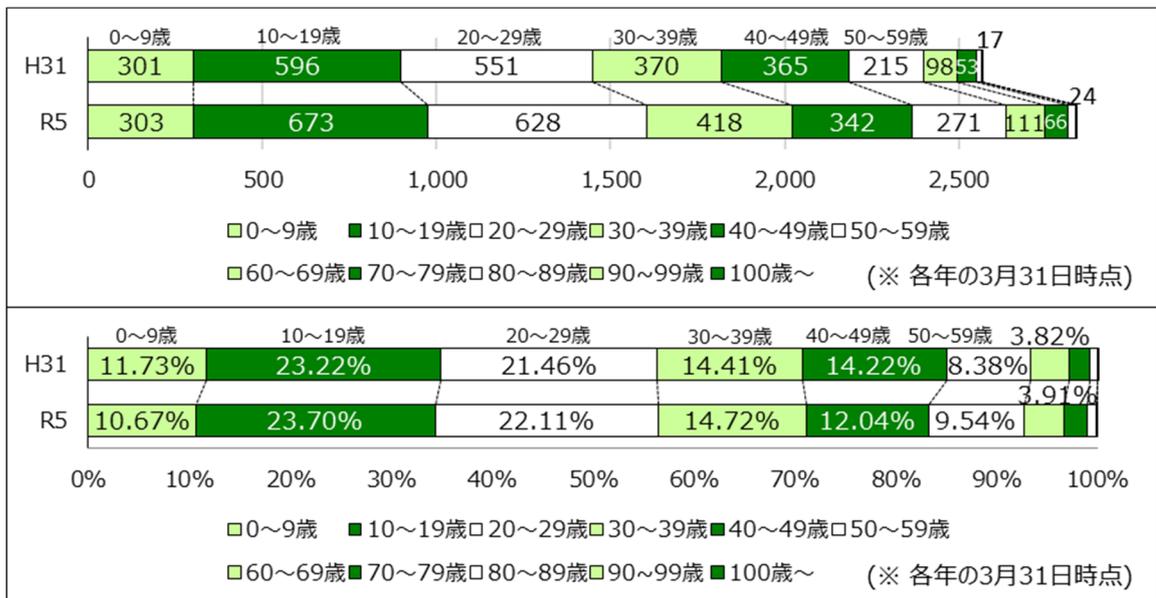
(8) 本市の療育手帳所持者の内訳

① 等級別



数で見ると、Aの2が減少しているほかは、それ以外の等級で増加しています。割合で見ると、Bの1、Bの2（中～軽度）が最も多く、全体の約6割を占めており、A、Bの1、Bの2が増加しています。全体の3分の1以上が軽度の知的障がい（Bの2）の方であることが分かります。

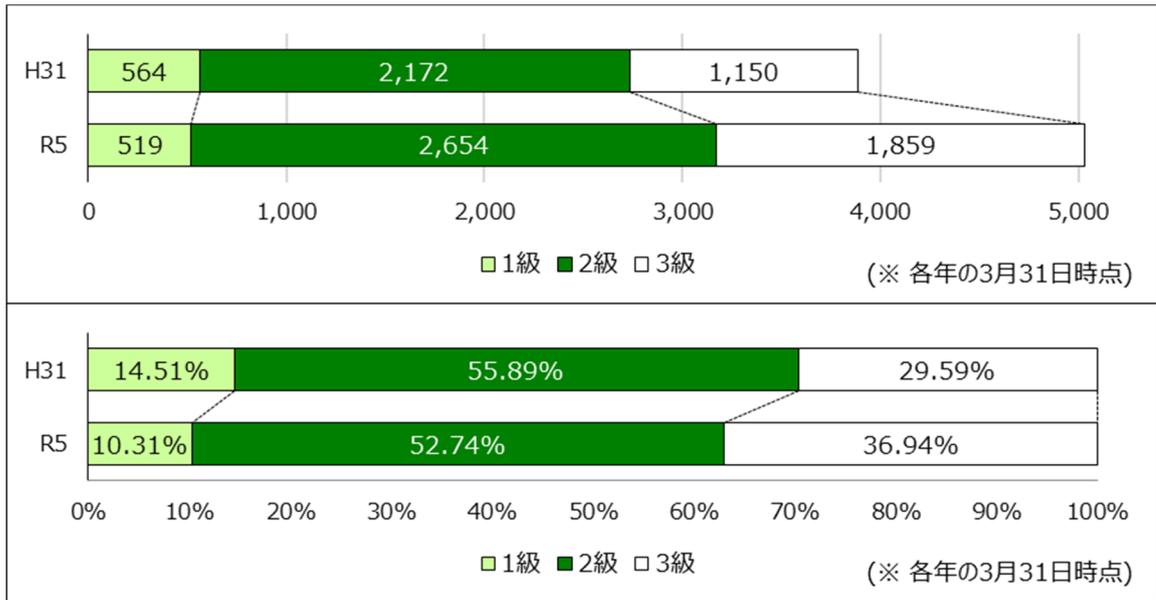
② 年齢別



40歳代を除く全ての年代で数が増加していますが、特に10～30歳代の増加幅が大きくなっています。割合で見ると、50歳代の割合が最も増加しています。

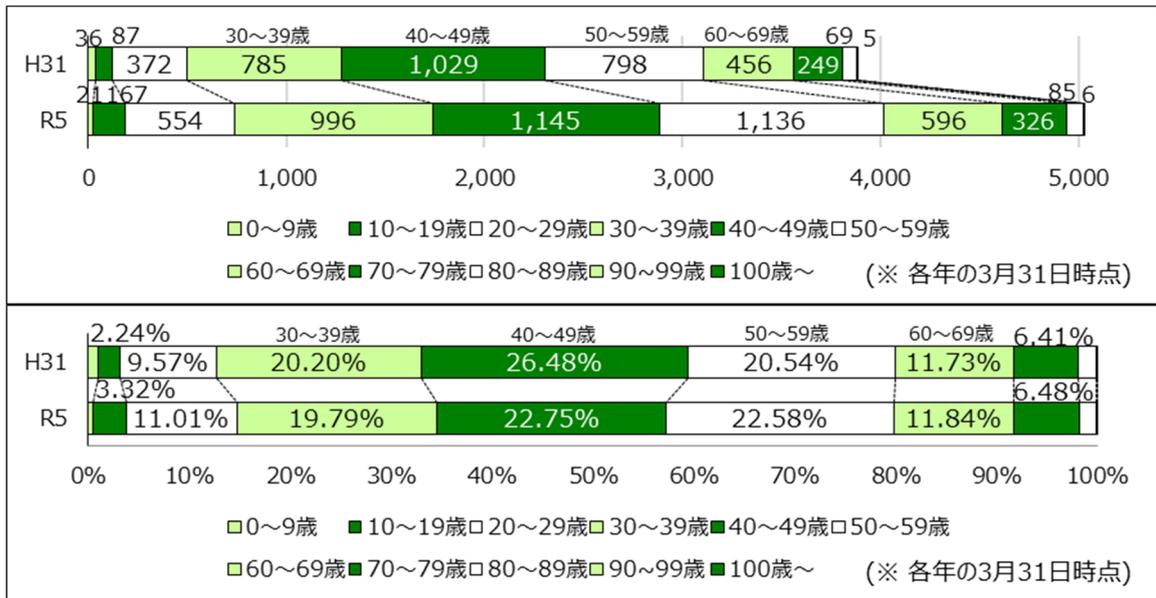
(9) 本市の精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

① 等級別



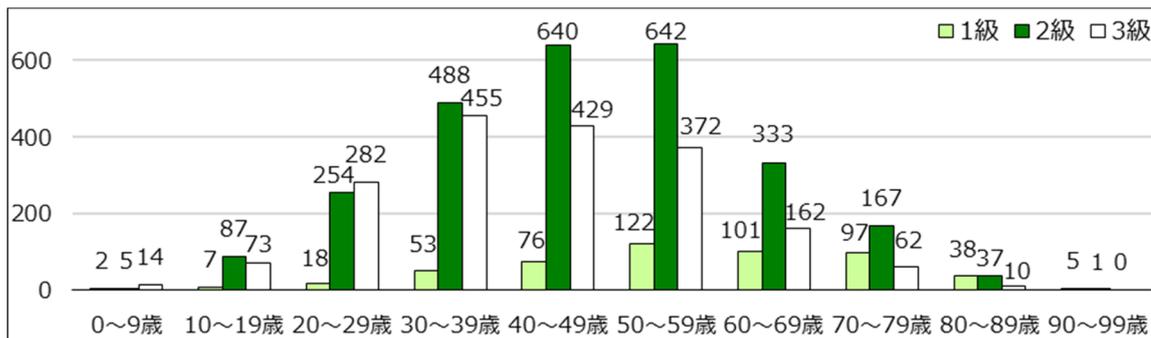
数で見ると、1級が減り、2級、3級が増加していますが、割合で見ると、2級の割合は減り、3級の割合が増えています。2級の数も増加してはいますが、3級の数の増加が顕著です。

② 年齢別



0歳代を除く全ての年代で増加していますが、特に10歳代が約1.9倍、20歳代が約1.5倍に増えています。割合を見ると、ほとんどが10~70歳代であり、約97%を占めています。特に40~50歳代が多く、約45%を占めています。

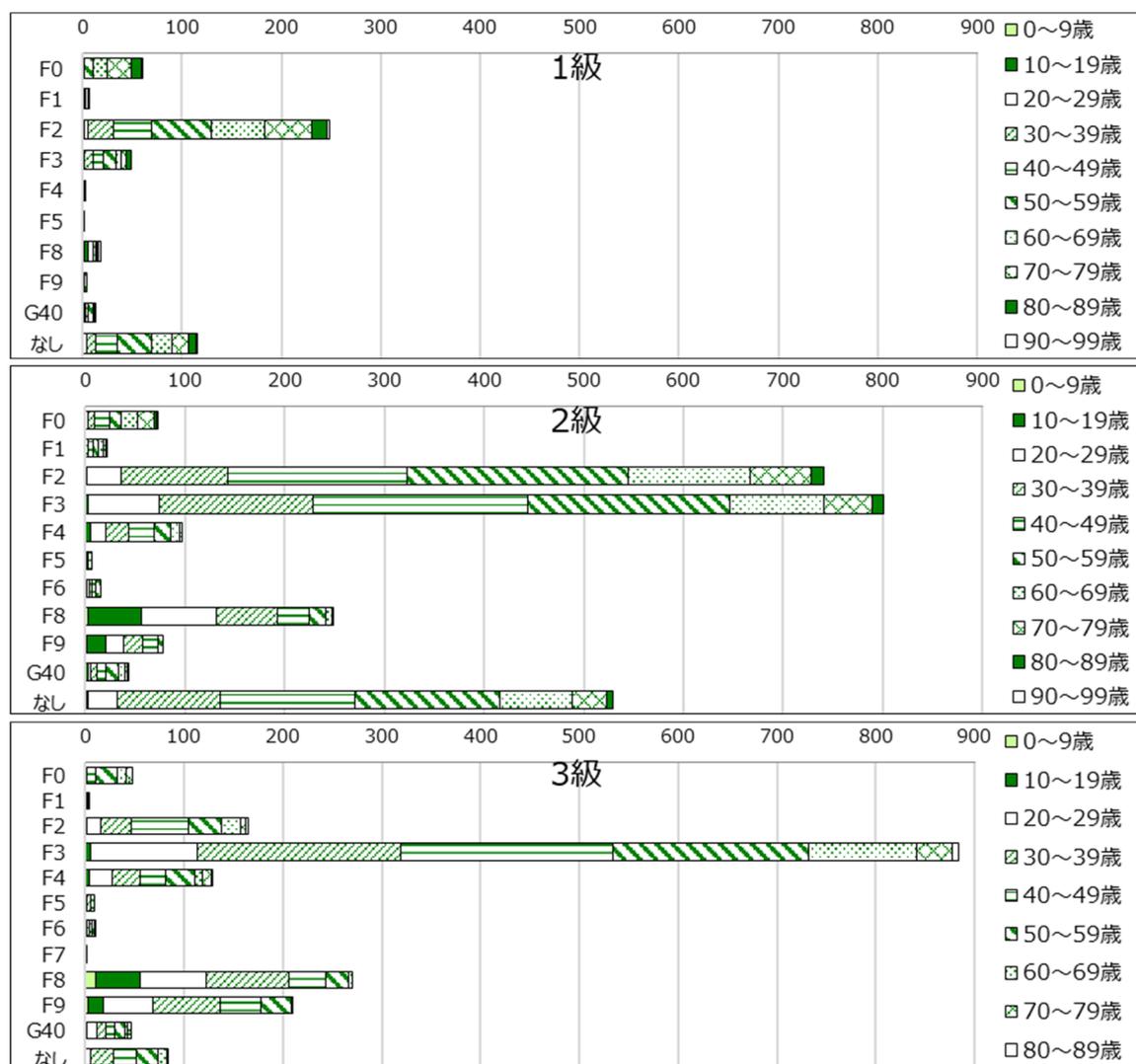
③ 年齢・等級別（令和5年3月31日時点）



3つの障害者手帳の中では特に増加が顕著な精神障害者保健福祉手帳所持者数について、さらに内訳を整理しました。

年齢・等級別に見ると、1級は50歳代が、2級は40・50歳代が、3級は30歳代がそれぞれピークとなっています。下位の等級であるほど、より若年層の方が多いことが分かります。

④ 年齢・病名別（令和5年3月31日時点）



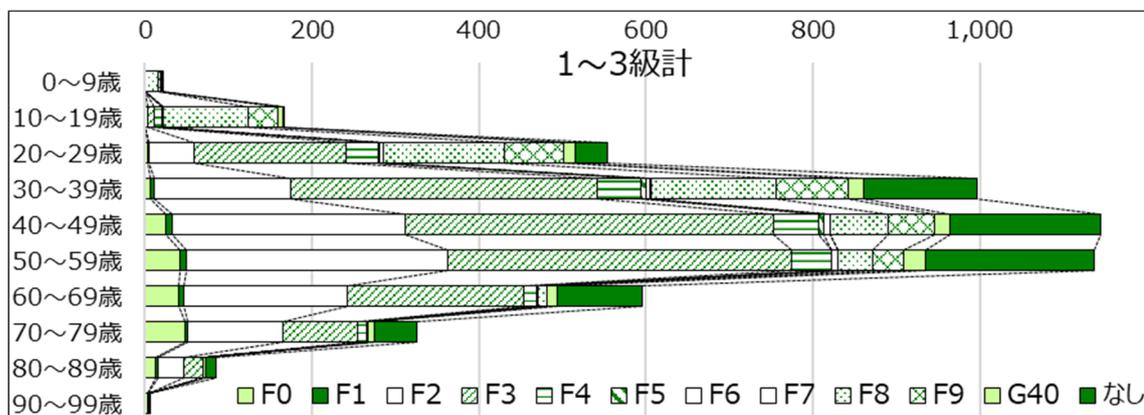
※ 表中の各表示の意味は、次のとおり。

「F0」～「G40」は、ICD-10（国際疾病分類）第5章「精神及び行動の障害」による。

F0	症状性を含む器質性精神障害
F1	精神作用物質使用による精神及び行動の障害
F2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
F3	気分[感情]障害
F4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
F5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
F6	成人の人格及び行動の障害
F7	知的障害(精神遅滞)
F8	心理的発達障害
F9	小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害
G40	てんかん
なし	年金証書による認定のため病名把握なし

各等級別に、診断書に記載された病名の統計をとると、前ページのようになりました。

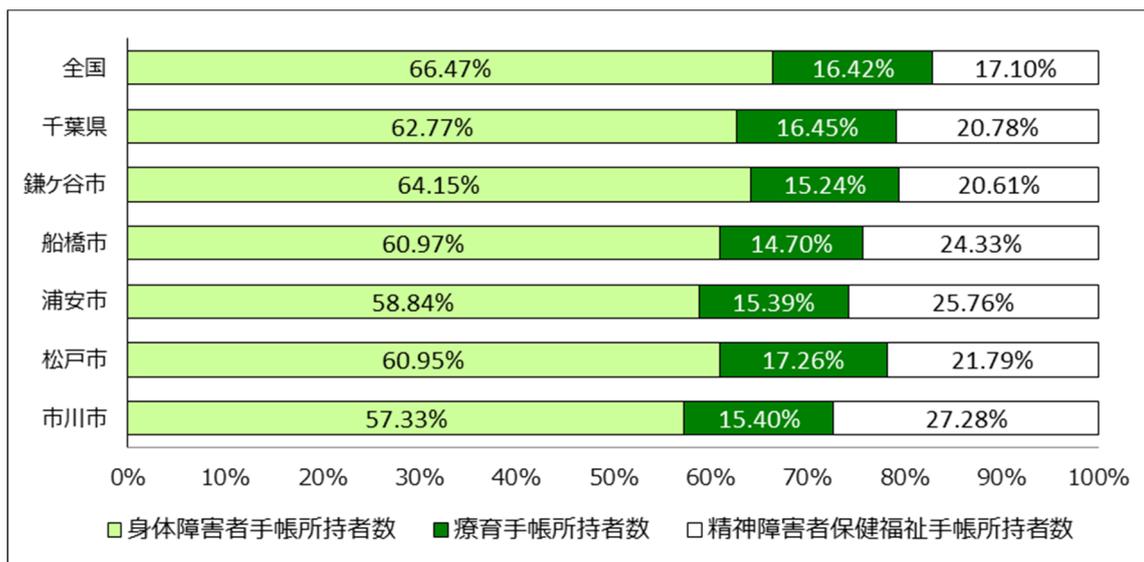
1級ではF2（統合失調症など）が最も多いですが、2級から3級に移るにつれて、F3（うつ病などの気分障がい）が多くなっていきます。また、1級に比べて2級、3級では、F8（広汎性発達障がいなどの心理的発達の障がい）やF9（多動性障がい、行為障がい、情緒障がいなど）が多くなっていきます。10歳代はF8、F9による精神障害者保健福祉手帳取得が多く、20歳代になるとこれに加えてF3による取得が多くなるのが分かります。



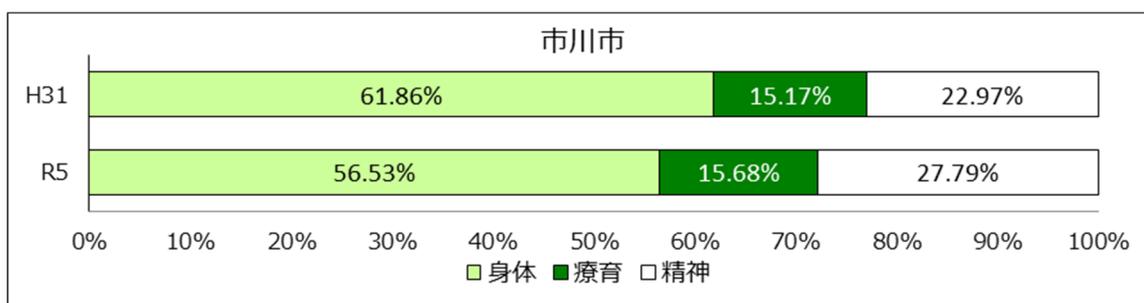
全体的に見ると、「40～50歳代」・「F3」が最多であり、次いで「30歳代」や「F2」となっています。病名ではその次に「F8」、「F9」が多く、特に比較的年齢が若い層で、発達障がい*により精神障害者保健福祉手帳を取得している方が一定程度いることが分かります。

(10) まとめ

「(6) 人口に対する割合」を見て分かるとおり、本市では全国や千葉県と比べて身体・療育の2手帳の所持者の割合が低く、精神障害者保健福祉手帳の所持者の割合がわずかに高くなっており、各障害者手帳の所持者数の合計と比べると、下図のとおり、4分の1以上を精神障害者保健福祉手帳所持者数が占めています。また、隣接市・千葉県・全国と比べて、本市は精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が最も大きくなっていることが分かります。(令和5年3月31日時点)。



各障害者手帳の所持者数の合計と比べると、身体障害者手帳所持者の割合が減って、精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が増えていることが分かります。



特に、「(9) 本市の精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳」から分かるとおり、精神障害者保健福祉手帳所持者の中で多いのは、「等級では2級の方(ただしいずれ3級が2級を上回る可能性あり)」、「年齢では40～50歳代の方(次いで30歳代の方)」、「病名ではうつ病などの方(次いで統合失調症などの方、発達障がいの方)」となっています。

これらの特徴や傾向の原因まで特定することは困難ですが(例えば、「うつ病」だけを見ても、「生活の中で起こるさまざまな要因が複雑に結びついて発症してしま

う」とされており（※）、原因は単純に一つに絞れるようなものではありません）、少なくとも、本市の今後の施策を考える上では、本市にこういった特徴や傾向があるということを念頭に置き、必要な施策を推進していく必要があります。

（※→ 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」（厚生労働省委託事業）より。）

第3節 前計画（第4次いちかわハートフルプラン）の達成状況

第1項 市川市障害者計画について

(1) 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

① 子育て支援

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
保育園巡回相談事業	保育園巡回件数	90回	90回	90回
		74回	86回	—

② 学校教育

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
特別支援教育推進事業	通常学級に在籍し通級指導教室*に入級していない幼児・児童・生徒であって市川スマイルプラン*の作成が必要と認めるものの市川スマイルプラン作成率	85%	85%	85%
		72.33%	54.4%	—

特別支援教育推進事業では市川スマイルプラン作成率が下がりましたが、これは学校の「支援が必要な子ども」の基準が広がったことによるため、不登校や外国籍等の子どもも含まれます。市川スマイルプランが未作成であっても、学校において支援資料を作成している例も多く、学校による支援は着実に進められています。障がい児支援の上では、福祉分野と教育分野との連携を深めていくことが重要であり、市川スマイルプランはそのための有効なツールですが、市川スマイルプランは保護者の希望により作成するものであることから、今後も入園・入学説明会で保護者に周知を図っていくこと等が必要です。

(2) 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～

① 生涯学習

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
市主催講座・講演等における合理的配慮の推進	手話通訳者・要約筆記者の全庁派遣件数	27 件	28 件	29 件
		3 件	5 件	—

② スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
障がい者スポーツ事業	障がい者軽スポーツ教室への参加人数	100 人	100 人	100 人
		11 人	28 人	—

③ 就労支援・雇用促進

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
就労支援に関わる研修	開催回数	実施	実施	実施
		未実施	実施	—

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
優先調達推進事業	調達件数	16 件	16 件	16 件
		29 件	25 件	—

「市主催講座・講演等における合理的配慮の推進」については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により講演会等の開催が少なかったことから実績が少なくなっていますが、開催したものについては手話通訳者の派遣を行いました。「障がい者スポーツ事業」については、コロナ禍以降徐々に参加者数は増加していますが、より目標値に近づけるよう、広報手段の拡充等を図っていきます。「就労支援に関わる研修」については、令和4年度に相談系・就労系事業所を対象に対面で講義・グループワークを実施しました。

(3) 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

① 障がい者*やその家族の高齢化への対応

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
地域生活支援拠点等整備事業	緊急時対応等登録者数	80 人	110 人	140 人
		61 人	144 人	-

② 地域における生活の支援

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
障害者グループホーム等入居者家賃助成	受給者数	197 人	200 人	203 人
		259 人	258 人	-

③ コミュニケーション支援

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
失語症会話パートナー*派遣事業	延べ派遣人数	170 人	170 人	170 人
		67 人	123 人	-

「地域生活支援拠点等整備事業」については、地域生活支援拠点等コーディネーターへの事前登録（※）をした方の数が増加していますが、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処できる支援人材と受入れ可能な事業所の確保が引き続き課題となっています。「障害者グループホーム等入居者家賃助成」の受給者数は、令和元年度末で 191 人でしたが、令和 2 年度末で 225 人、令和 3 年度末で 259 人、令和 4 年度末で 258 人となっており、グループホームの増加に伴って受給者が増加しています。「失語症会話パートナー派遣事業」については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により実績が少なくなりましたが、一定のニーズはあるため、引き続き事業の周知等を行っていきます。

（※→第 2 部第 2 章第 3 節第 1 項参照。）

(4) 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～

① 相談

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
相談支援に関する研修	研修等の実施	実施	実施	実施
		実施	実施	—

② 権利擁護

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
成年後見制度*利用支援事業	相談実件数（障がい分）、 啓発回数	40件、 16回	40件、 16回	40件、 16回
		54件、 16回	56件、 19回	—

「相談支援に関する研修」では、相談支援従事者の質の向上を図るため、令和3年度、4年度とも市川市自立支援協議会*相談支援部会との協働により研修を実施しました。相談支援従事者のニーズに沿った効果的な研修の実施には相談支援部会との協働が必要であるため、今後も相互に協力しながら実施していきます。

(5) 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～

① 健康づくり・予防

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
ゲートキーパー養成研修	研修の開催回数	3回	3回	3回
		6回	4回	—

② 医療・リハビリテーション

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業	個別支援件数	550件	560件	570件
		403件	514件	—

「ゲートキーパー養成研修」では、令和3年度、4年度ともに、市職員向け・市民向けの研修を実施しました。「身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業」では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け実績が少なくなりましたが、可能な範囲で理学療法士・作業療法士による個別継続支援（市内施設を巡回し通所者に対して実施）や事業所支援（通所施設の支援員等に対して実施）を行いました。

(6) 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～

① 災害や感染症の対策

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
避難行動要支援者*対策事業	名簿提供自治(町)会数	前年度+10	前年度+10	前年度+10
		144	142	-

② 福祉のまちづくり

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
人にやさしい道づくり重点地区整備事業	歩道のバリアフリー*化箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
		0箇所	2箇所	-

③ 居住環境の整備

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
グループホームの開設や運営に対する支援	開設時の補助の実施	実施 50件	実施 50件	実施 50件
	運営費の補助の件数(事業所数)	230人	240人	250人
	市内グループホームの定員数	実施 57件 307人	実施 59件 410人	-

「避難行動要支援者対策事業」では、避難行動要支援者名簿*の提供自治(町)会数が減少しました。災害対策基本法(昭和36年法律第223号)では、避難行動要支援者名簿の作成は市町村の義務とされており、制度の効果的な運用のためには、

日頃からの避難支援等関係者*の制度の理解や協力が必要です。引き続き、自治(町)会等に対し制度の周知を図っていきます。また、「グループホームの開設や運営に対する支援」では、グループホームの増加に伴って実績が伸び続けています。今後も必要な補助を継続していきます。

(7) 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

① 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
障がいに関する理解啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
		実施	実施	-
福祉の店運営支援事業	出店回数	293 回	293 回	293 回
		73 回	241 回	-

② 支援人材の確保と質の向上

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
相談支援に関する研修	研修等の実施、 指定特定相談支援事業所*数・指定障害児 相談支援事業所*数	実施	実施	実施
		33・23	33・23	34・24
		実施	実施	-
		34・23	35・25	

③ ネットワーク形成

	指標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
基幹相談支援センター によるネットワーク構築	基幹相談支援センター職員による関係会議への出席種類数・ 出席回数	36 種類	36 種類	36 種類
		175 回	175 回	175 回
		37 種類	43 種類	-
		103 回	134 回	-

「障がいに関する理解啓発事業」については、新型コロナウイルス感染拡大の中でも実施方法を工夫し、オンラインによる開催のほか、市役所第1庁舎ファンクションルームにて作品展示等を行いました。「福祉の店運営支援事業」では、新型コロナ

ナウウイルス感染拡大の影響により福祉の店の出店ができていませんでしたが、市役所第一庁舎での販売を令和 3 年度途中から再開したほか、令和 4 年度途中からはイオン市川妙典店や大柏出張所での販売も再開しています。今後も引き続き事業を継続し、障がいに対する理解の促進を図っていきます。

「相談支援に関する研修」の内容については前述のとおりですが、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所については、新規開設もありますが廃止もあり、事業所数はわずかに増加しています。「基幹相談支援センターによるネットワーク構築」については、令和 4 年度になって新型コロナウイルス感染拡大の影響が減り、関係会議への出席が増加しました。

第2項 第6期市川市障害福祉計画・第2期市川市障害児福祉計画について

(1) 成果目標

① 施設入所者の地域生活への移行

	(R3 年度末)	(R4 年度末)	R5 年度末	R5 年度末目標
施設入所者数	200 人	189 人	－	194 人以下

	R3 年度中	R4 年度中	R5 年度中	目標
施設入所から地域生活へ移行した者の数	3 人	3 人	－	合計 12 人以上

② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*」の構築の推進

		R3	R4	R5	目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	2 回	2 回	－	1 回/年
	参加者数	45 人	41 人	－	10 人
	目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	－	1 回/年

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

	R3	R4	R5	目標
地域生活支援拠点等に係る運用状況の検証及び検討	3 回	4 回	－	年 1 回以上実施

④ 一般就労への移行の促進

	(R3)	(R4)	R5	R5 目標
生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援の利用者のうち一般就労へ移行した者の数（※）	123 人	126 人	—	112 人
（※の内訳） 就労移行支援の利用者のうち一般就労へ移行した者の数	94 人	97 人	—	45 人
（※の内訳） 就労継続支援 A 型の利用者のうち一般就労へ移行した者の数	16 人	14 人	—	2 人
（※の内訳） 就労継続支援 B 型の利用者のうち一般就労へ移行した者の数	11 人	5 人	—	8 人
※のうち、就労定着支援を利用した者の割合 (利用した者の数)	53.66% (66 人)	39.68% (50 人)	—	70%以上
就労定着支援事業所数	7 箇所	7 箇所	—	70%以上
うち、就労定着率が 80% 以上の事業所の数 (割合)	5 箇所 (71.43%)	4 箇所 (57.14%)	—	

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備

	(R3 年度末)	(R4 年度末)	R5 年度末	R5 年度末 目標
児童発達支援センター* の設置数	4 箇所	5 箇所	—	5 箇所
保育所等訪問支援を利用する児童の数	32 人/月	50 人/月	—	12 人/月
主に重症心身障がい児* を支援する児童発達支援センター及び放課後等 デイサービス事業所の数	5 箇所	8 箇所	—	6 箇所
医療的ケア児*等に関する コーディネーターを配置	協議	協議	—	協議

⑥ 相談支援体制の充実・強化

	(R3 年度末)	(R4 年度末)	R5 年度末	R5 年度末 目標
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	—	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1 件/年	0 件/年	—	4 件/年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1 件/年	2 件/年	—	1 件/年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	103 回/年	134 回/年	—	175 回/年

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

	(R3 年度末)	(R4 年度末)	R5 年度末	R5 年度末 目標
千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加人数	0 人/年	7 人/年	—	10 人/年
障害者自立支援システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	有 1 回/年	有 0 回/年	—	実施 1 回/年

①については、施設入所から地域生活への移行にあたってはグループホームに期待される役割が大きいところですが、日中サービス支援型グループホーム*も徐々に開設されてきていますので、今後少しずつ移行者は増えていくと見込まれます。④では、概ね目標値を達成できる見込みですが、就労定着支援において目標値を下回る可能性があり、サービスの充実、質の向上が求められます。⑥、⑦では、実績が低い項目については指定特定相談支援事業者*、指定障害児相談支援事業者*に対する集団指導等の実施によって対応していく予定です。

(2) 障害福祉サービス

(※ 表中「見込量」とは、「上記①～⑦に掲げる目標（成果目標）を達成するために必要な量等の見込み」を表します。)

① 訪問系サービス

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
居宅介護	551 実人/月 10,353 時間/月	562 実人/月 10,042 時間/月	573 実人/月 9,741 時間/月
	534 実人/月 10,614 時間/月	550 実人/月 10,481 時間/月	—
重度訪問介護	29 実人/月 4,376 時間/月	37 実人/月 5,032 時間/月	48 実人/月 5,787 時間/月
	24 実人/月 3,311 時間/月	26 実人/月 4,063 時間/月	—
同行援護	64 実人/月 1,713 時間/月	64 実人/月 1,781 時間/月	63 実人/月 1,853 時間/月
	69 実人/月 1,302 時間/月	73 実人/月 1,492 時間/月	—
行動援護	11 実人/月 181 時間/月	11 実人/月 178 時間/月	11 実人/月 174 時間/月
	4 実人/月 48 時間/月	4 実人/月 76 時間/月	—
重度障害者等包括支援	0 実人/月 0 時間/月	0 実人/月 0 時間/月	0 実人/月 0 時間/月
	0 実人/月 0 時間/月	0 実人/月 0 時間/月	—

② 日中活動系サービス

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
生活介護	760 実人/月 14,696 延人日/月	767 実人/月 14,842 延人日/月	775 実人/月 14,991 延人日/月
	775 実人/月 14,502 延人日/月	790 実人/月 14,358 延人日/月	—

自立訓練(機能訓練)	2 実人/月 24 延人日/月	2 実人/月 24 延人日/月	2 実人/月 24 延人日/月
	3 実人/月 45 延人日/月	4 実人/月 74 延人日/月	-
自立訓練(生活訓練)	56 実人/月 694 延人日/月	56 実人/月 694 延人日/月	56 実人/月 694 延人日/月
	51 実人/月 544 延人日/月	64 実人/月 764 延人日/月	-
就労移行支援	200 実人/月 3,327 延人日/月	226 実人/月 3,759 延人日/月	255 実人/月 4,248 延人日/月
	193 実人/月 3,205 延人日/月	202 実人/月 3,224 延人日/月	-
就労継続支援 A 型 (雇车型)	169 実人/月 3,295 延人日/月	179 実人/月 3,427 延人日/月	189 実人/月 3,564 延人日/月
	175 実人/月 3,303 延人日/月	159 実人/月 3,024 延人日/月	-
就労継続支援 B 型 (非雇车型)	517 実人/月 8,605 延人日/月	553 実人/月 9,121 延人日/月	592 実人/月 9,669 延人日/月
	487 実人/月 7,607 延人日/月	552 実人/月 8,564 延人日/月	-
就労定着支援	108 実人/月	135 実人/月	172 実人/月
	108 実人/月	119 実人/月	-
療養介護	15 実人/月	15 実人/月	15 実人/月
	14 実人/月	13 実人/月	-
短期入所(福祉型)	106 実人/月 1,156 延人日/月	104 実人/月 1,283 延人日/月	102 実人/月 1,424 延人日/月
	115 実人/月 1,062 延人日/月	146 実人/月 1,372 延人日/月	-
短期入所(医療型)	2 実人/月 4 延人日/月	2 実人/月 4 延人日/月	2 実人/月 4 延人日/月
	1 実人/月 4 延人日/月	1 実人/月 4 延人日/月	-

③ 居住系サービス

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
自立生活援助	11 実人/月 (9 実人/月)	13 実人/月 (11 実人/月)	15 実人/月 (13 実人/月)
	7 実人/月 (6 実人/月)	4 実人/月 (3 実人/月)	-
共同生活援助	316 実人/月 (93 実人/月)	354 実人/月 (115 実人/月)	396 実人/月 (141 実人/月)
	356 実人/月 (117 実人/月)	400 実人/月 (133 実人/月)	-
施設入所支援	194 実人/月	194 実人/月	194 実人/月
	193 実人/月	193 実人/月	-

(※ () 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳。)

介護給付費*及び訓練等給付費*では、支給件数、支出額ともに年々増加傾向にあります。今後も必要とする方へ必要な支給決定を行ってまいります。

(3) 相談支援

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
計画相談支援*	667 実人/月	774 実人/月	898 実人/月
	646 実人/月	688 実人/月	-
地域移行支援*	4 実人/月 (2 実人/月)	4 実人/月 (2 実人/月)	4 実人/月 (2 実人/月)
	3 実人/月 (2 実人/月)	3 実人/月 (3 実人/月)	-
地域定着支援*	25 実人/月 (21 実人/月)	25 実人/月 (21 実人/月)	25 実人/月 (21 実人/月)
	4 実人/月 (4 実人/月)	2 実人/月 (2 実人/月)	-

(※ () 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳。)

特定相談支援事業*、一般相談支援事業*ともに、実績があまり伸びていません。今後も支援人材の確保や質の向上に向けた取組が必要です。

(4) 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
	実施	実施	—

② 自発的活動支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
自発的活動支援事業	実施	実施	実施
	実施	実施	—

③ 相談支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
障害者相談支援事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	3 箇所	3 箇所	—
基幹相談支援センター	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	2 箇所	2 箇所	—
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施	実施	実施
	実施	実施	—
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施
	実施	実施	—

④ 成年後見制度利用支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
成年後見制度利用支援事業	実利用者 40 人	実利用者 44 人	実利用者 48 人
	実利用者 39 人	実利用者 42 人	—

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施
	実施	実施	—

⑥ 意思疎通支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	延利用 960 人 実利用 120 人	延利用 1,056 人 実利用 132 人	延利用 1,160 人 実利用 145 人
	延利用 834 人 実利用 84 人	延利用 1,003 人 実利用 118 人	—
手話通訳者設置事業	設置人数 3 人	設置人数 3 人	設置人数 3 人
	設置人数 4 人	設置人数 3 人	—

(※ 「設置人数」は職員数。日々の配置数は1日当たり2～3人。)

⑦ 日常生活用具給付等事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
介護訓練支援用具	延給付 10 件	延給付 15 件	延給付 15 件
	延給付 17 件	延給付 31 件	—
自立生活支援用具	延給付 46 件	延給付 51 件	延給付 51 件
	延給付 36 件	延給付 51 件	—
在宅療養等支援用具	延給付 50 件	延給付 55 件	延給付 55 件
	延給付 40 件	延給付 35 件	—
情報・意思疎通支援用具	延給付 139 件	延給付 144 件	延給付 144 件
	延給付 110 件	延給付 83 件	—
排泄管理支援用具	延給付 7,855 件	延給付 7,955 件	延給付 7,955 件
	延給付 7,209 件 (実人数 652 人)	延給付 7,564 件 (実人数 732 人)	—
住宅改修費	延給付 5 件	延給付 8 件	延給付 8 件
	延給付 2 件	延給付 5 件	—

(※ 「実人数」は、その年度中に一度でも給付を受けたことがある者の数。)

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了 15 人	養成講習修了 15 人	養成講習修了 15 人
	養成講習修了 11 人	養成講習修了 15 人	—

⑨ 移動支援事業

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
移動支援事業	90 箇所 実利用 602 人 延利用 55,940 時間	92 箇所 実利用 612 人 延利用 56,912 時間	94 箇所 実利用 623 人 延利用 57,893 時間
	66 箇所 実利用 495 人 延利用 37,750 時間	69 箇所 実利用 509 人 延利用 44,120 時間	—

⑩ 地域活動支援センター*

	単位	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
		R3 実績	R4 実績	R5 実績
地域活動支援センターⅠ型	箇所	0 箇所・0 人	0 箇所・0 人	0 箇所・0 人
	平均実利用人/日	0 箇所・0 人	0 箇所・0 人	—
地域活動支援センターⅡ型	箇所	1 箇所・6 人	1 箇所・6 人	1 箇所・6 人
	平均実利用人/日	1 箇所・4 人	1 箇所・4 人	—
地域活動支援センターⅢ型	箇所	9 箇所・60 人	9 箇所・60 人	9 箇所・60 人
	平均実利用人/日	9 箇所・49 人	9 箇所・52 人	—

基幹相談支援センターについては、障害者手帳所持者数の増に伴い、人員規模の拡充が望まれています。移動支援事業については、実績が伸びていますが、担い手の不足とともに、単価や対象者の見直しの必要性も課題となっています。

(5) 障害児相談支援

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
障害児相談支援	74 実人/月	87 実人/月	103 実人/月
	46 実人/月	57 実人/月	-

特定相談支援事業と同様、支援人材の確保や質の向上に向けた取組が課題となっています。

(6) 障害児通所支援

	R3 見込量	R4 見込量	R5 見込量
	R3 実績	R4 実績	R5 実績
児童発達支援	374 実人/月 3,908 延人日/月	423 実人/月 4,455 延人日/月	478 実人/月 5,079 延人日/月
	430 実人/月 4,690 延人日/月	498 実人/月 5,425 延人日/月	-
医療型児童発達支援	11 実人/月 58 延人日/月	9 実人/月 47 延人日/月	8 実人/月 38 延人日/月
	9 実人/月 77 延人日/月	11 実人/月 84 延人日/月	-
放課後等デイサービス	803 実人/月 9,029 延人日/月	931 実人/月 10,925 延人日/月	1,080 実人/月 13,219 延人日/月
	856 実人/月 9,640 延人日/月	935 実人/月 11,099 延人日/月	-
保育所等訪問支援	5 実人/月 5 延人日/月	8 実人/月 8 延人日/月	12 実人/月 12 延人日/月
	32 実人/月 50 延人日/月	50 実人/月 78 延人日/月	-
居宅訪問型児童発達支援	1 実人/月 4 延人日/月	2 実人/月 8 延人日/月	3 実人/月 12 延人日/月
	0 実人/月 0 延人日/月	0 実人/月 0 延人日/月	-

保育所等訪問支援については、市内の事業所数が令和2年4月時点では6でしたが、令和3年4月時点では9、令和4年4月時点では12と増加したため、実績が伸びています。

第4節 障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見

第5次いちかわハートフルプランの策定に当たり、令和5年5月に市内の障がい者団体に文書及び対面にてヒアリングを行いました。

また、令和5年7月から9月にかけて、市川市自立支援協議会及び相談支援部会・生活支援部会・就労支援部会・こども部会に対してもヒアリングを行いました。

どちらも、「現在の障がい者施策について課題と思うこと」をお尋ねし、いただいた回答について次のとおり整理しました。

(1) 子育て・教育

- ① ライフサポートファイル*の活用が必要。
- ② 医療的ケア児の一時預かり施設、保育施設、通所施設、入所施設の増設が必要。
医療的ケア*を要する方を受け入れることができる短期入所事業所が非常に不足しており、市外の遠方の施設を利用せざるを得ない方がたくさんいる。
- ③ 学校と福祉分野とのつながり、連携の強化が必要。学校の先生も忙しく、福祉分野の知識が不足している。
- ④ 学校に対し、障害福祉サービスについての周知が必要。
- ⑤ 市川スマイルプランが学校で十分に活用されていないと感じる。保護者等に必要性を周知するとともに、学校における十分な活用が必要。
- ⑥ 放課後等デイサービスを利用する児童が高校卒業後に放課後等デイサービスと同じように過ごすことができる場所が増えるとよい。両親の共働きや、ひとり親の家庭も増えている。生活介護事業所などのほかに日中一時支援事業所が充実し、生活介護と日中一時支援が同じ事業所内で受けられるようになるとよい。
- ⑦ 不登校のお子さんにとっての、放課後等デイサービス以外の居場所づくりが必要。インフォーマルなものも含めて地域資源の情報が必要。

(2) 就労・社会参加

- ① ADHD など、発達障がいがある方等の就労には、会社側が本人の個性や障がいの特性を十分に理解し、合理的配慮を提供していくことが必要。

- ② 企業は、障がい者を雇用するということにもっと責任を持つべき。採用したならば適切な教育をするべきだし、障がい者の個性を理解して適切な評価をし、適材適所で従業者を配置してほしい。
- ③ ひきこもりがちの方への支援が必要。
- ④ 就労継続支援 B 型事業所などを利用する障がい者は高齢化しており、事業所内で介護的な支援が行われている状況がある。定年後に就労継続支援 B 型事業所に来るような方も増えている。知的障がいのある方の場合は、就労というよりも日中の居場所を探して就労系事業所を利用しようとしている方も多い。
- ⑤ 就労系の障害福祉サービスを利用する方は、相談支援専門員*がついていない方が多く、事業所利用受入れに際してのアセスメントを従業者が行う際に、難しさを感じている。
- ⑥ 就労系の障害福祉サービスを利用されている方の多くは、介護や生活支援などの障害福祉サービスを利用されていない。そのため、地域生活支援拠点等の制度を知らない方も多い。
- ⑦ 障害者雇用率が上がってきていることに対応しきれなくなってきた事業所が増えていることもあって、障がい者雇用代行ビジネスを利用する障がい者が増えている。農園やサテライト型オフィスなどの形態で、本来の障がい者雇用の趣旨からは外れているのではないかと思われるようなものとなっている。
- ⑧ 特別支援学校*等を卒業後、就労継続支援 B 型や生活介護を利用しようとする際に、利用定員がいっぱいで希望どおり利用できず、市外の事業所を利用する方などが増えている。就労継続支援 B 型利用により働く力がつき、就労継続支援 A 型や就労移行支援、一般就労に進んでいくことがもっと増えると、ご本人の進路の幅が広がる。
- ⑨ 就労定着支援などのサービスを利用していないか、又は利用が終了した方で、障害者就業・生活支援センター*いちされんや市川市障がい者就労支援センターアクセスも利用しておらず、就労をしている障がい者がおり、支援の手が不足している。
- ⑩ 今後、障害者雇用率が数年単位で上昇していくとともに、雇用施策が増えることにより、働く障がい者の増加が見込まれるが、アフター支援の手が足りなくなることが予測される。就労定着支援の機能を強化していくことを計画に記載してほしい。

(3) 地域生活支援

- ① 地域生活支援拠点等の整備が進められているように、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」への対応は重要な課題。障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、施策を推進してほしい。
- ② 地域生活支援拠点等は、当事者と支援者の日常的な信頼関係づくりも大きな役割になっていると思う。当事者への訪問や様々な体験を共有する機会を増やして、いざというときの拠点になれるよう、事業予算を拡充してほしい。
- ③ 重度の障がいのある方を受け入れるグループホームの充実が必要。社会福祉法人も人材確保ができずに事業が難しい状態。設立できる力がある市内の法人が、同じ方向を見て、特定の法人が頑張るだけではなく、設立に協力してくれるよう市として方向性を示してほしい。最重要課題として位置づけてほしい。
- ④ 市内に短期入所事業所が不足しており、常に定員いっぱいの状態。設備面や職員のスキルの面からも、医療的ケアを必要とする方や強度行動障がい*のある方を受け入れるのは難しく、市外の短期入所事業所や医療機関に頼らざるを得ない状況にある。施設増に向け施策を検討してほしい。
- ⑤ 精神障がいがある方については、短期入所事業所から、対応経験不足により受け入れ困難と言われることが多い。そのため、地域生活支援拠点等の機能の一つである「市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金」の継続は必須である。このほか、「市川市レスパイトサービス事業補助金」の継続も必要である。
- ⑥ 精神障がい者に対応できるグループホームが定着するよう、運営に携わる人材の確保、質の向上、関係機関との連携の充実、運営側利用者側双方の費用負担軽減などをお願いしたい。
- ⑦ 自立生活援助はサービス内容に掲載されていることをさらに充実できるようにお願いしたい。
- ⑧ 精神障がい者当事者もその家族も高齢化していることから、家族から自立できる支援が家族の差し迫った願いとなっている。体験入所ができる施設があること、緊急時受け入れができること、安定した人材確保で支援関連機関との連携ができることを期待している。
- ⑨ 緊急に短期入所を利用する際に、利用者自己負担であるリネン費、日用品費、食費等を負担することが難しく、短期入所の利用を控える方がいたり、その費用を

事業所側で肩代わりしたりすることもあると聞いている。公的な負担ができないか検討してほしい。

- ⑩ 長期入院している方の、地域生活の体験の場が足りない。入院環境下では ADL、IADL の把握が難しく、ご本人も長期入院により地域生活への移行の不安が強い。平成 17 年から 19 年度に市川市内で行われた「千葉県マディソンモデル活用事業」のときのような仕組みを検討してほしい（クライシスハウス「ハウスいちかわ里見」、イタリア・トリエステ 精神保健センターなど）。
- ⑪ 地域生活支援拠点等コーディネーターへの事前登録者の数が増加しており、コーディネーターが十分に対応できなくなっている。予算拡大などを検討してほしい。
- ⑫ 強度行動障がいがある方やそのご家族が住み慣れた地域において生活を続けていくことができるよう、施策の充実が必要。夜間にドライブに連れていくなど、親が高齢となっても支援を続けている例もあり、ご家族は日々大変にご苦勞をされている。
- ⑬ 強度行動障がいのある方への支援が不足している。「千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システム」の利用のための予算確保や、行動援護事業を行う事業所の確保が必要。
- ⑭ 移動支援事業所が少なく、ヘルパーも確保しづらいため、支給量いっぱいまで使えない。また、市川市の移動支援事業は、他市と比較して利用の要件が厳しく、報酬単価も低い。高齢の家族にとっては、本人の休日を支えるには移動支援しか方法がない。事業所と支給量の増をお願いしたい。
- ⑮ 日常生活用具のうちストマ装具の支給額増額を検討してほしい。
- ⑯ ヤングケアラー支援の充実が必要。
- ⑰ 地域活動支援センターを運営する事業は、障害福祉サービス事業*ではなく、市町村からの運営費の補助が財源となっているが、障害福祉サービス等報酬にある処遇改善加算のような制度がない。従業者が安定して働き続けるために、そのような制度を創設してほしい。
- ⑱ 市川市の南部地域（行徳地区）には地域活動支援センターが少なく、市南部の方にとっては利用しづらい。

- ⑱ 障がい者の高齢化は大きな課題の一つであり、介護保険分野など、高齢者施策との垣根を越えた連携が重要となる。障害福祉サービスと介護保険サービスの併用などについて、柔軟な制度運用を図っていくことを計画に記載してほしい。

(4) 意思疎通支援・情報アクセシビリティ

- ① 聴覚障がいは、障がいが軽いように思えて、実はそうではない。情報障がいというのはとても重い。移動の面などの物理的バリアはないが、情報のバリアがある。
- ② 例えば、災害時には、聴覚障がいの方を分散させない方が安心感を得られる。他の障がいの方と混在していると、必要な支援が十分に行き届かないことがある。
- ③ 可能な範囲で構わないが、災害時に避難所に手話通訳者を配置したり、Wi-Fi 設備を用意したり、テレビモニターを設置して情報を随時掲示したりしてほしい。聴覚障がい者は、自分だけ情報が伝わってこない、取り残されている感じがするのが不安になる。

(5) 保健・医療

- ① 精神障がい者向けの訪問看護の充実が必要。
- ② 自殺対策としてゲートキーパーの養成の推進が必要。

(6) 相談支援

- ① 市川市の相談支援機関の規模は、近隣市と比べて非常に小さい。今の人員数の基幹相談支援センターで市川市全域に対応していくのは無理がある。規模の拡大を目指してほしい。
- ② 基幹相談支援センターへくるへの相談の約 7 割が精神障がい関連とのこと。また、年度を超えて相談が継続している方も多く、いわば「相談の拠り所」となっているとも言える。隠れた要支援者への対応も含めたアウトリーチ支援をさらに充実できるよう、えくるの予算拡充をお願いしたい。
- ③ えくるの人員拡充を行う上では、異なる事業体から参画してもらえよう整えるとよいのではないかと。明らかに精神障がいの相談は多いが、多様なニーズに対応できる人材育成・確保が望まれる。
- ④ 基幹相談支援センターに併せ、相談支援専門員も不足している。指定特定・一般・障害児相談支援事業所の経営の支援が必要。

- ⑤ 相談支援専門員が足りない。人材確保、経営支援のため、補助等を検討してほしい。
- ⑥ 指定特定相談支援事業所への補助を行ってほしい。それにより相談支援専門員を増やし、サービス兼務を減らし、基本相談支援*にも計画相談支援にも十分に対応できるようにしてほしい。
- ⑦ えるの人員拡充と並行して指定特定相談支援事業所の増も目指していかないと、“間口”を広げるだけになって“出口”がなく、ケースの滞留につながってしまう。障害福祉サービスにつながった障がい者等をスムーズに指定特定相談支援事業者につなげられることで、えるもしっかりと次の障がい者等に対応できるようになると思う。
- ⑧ 障がい児の支援には、分野を超えた複数の機関が関わっており、相談支援にかかる時間や労力が報酬に見合っていない。そのため、相談支援専門員の増員は難しく、事業所が障害児相談支援を担える人数も限られている。現在の報酬では相談支援専門員の増員や規模の拡充は困難だと思う。
- ⑨ 障がい児の相談支援を拡充することが、ひいては適正な障害福祉サービスの利用や切れ目のない一貫した支援につながっていくのではないかと。
- ⑩ 市川市にはセルフプラン*の方が多い。特に障がい児については、セルフプラン率*が高い。
- ⑪ 「居場所」的な役割も併せ持つ相談支援機関の設置をお願いしたい。
- ⑫ 以前のように南八幡メンタルサポートセンターを地域活動支援センターⅠ型に戻せないか。2年ほど前の自立支援協議会でも、居場所機能もある相談支援機関の拡充に向け、活発に議論を行ってきた。
- ⑬ 市民にとっても支援者にとっても、相談内容に応じた相談先窓口が分かりづらい。Webサイト上の情報もきちんと整理されていない。

(7) 権利擁護

- ① 市民後見人の育成の促進が必要。
- ② 成年後見制度利用支援事業の充実が必要。利用しやすいものとなるように、成年後見人の担い手の充実に向けて対策を進めてほしい。

- ③ 成年後見人等への報酬についての助成金について、かねてからお願いしているが、非課税要件の緩和・見直しをしていただきたい。また、後見監督人への報酬についての助成制度を新たに設けてほしい。

(8) 災害対策

- ① 第一次避難所や福祉避難所*の整備（バリアフリー化、多機能トイレ整備、ストマ装具交換場所確保）。
- ② オストメイト*用装具などの避難所への備蓄。
- ③ 避難行動要支援者名簿の整備、活用訓練。
- ④ 特に医療的ケアを必要とする方については、災害時の電力の確保が重要となる。
- ⑤ 聴覚障がい者のため、災害時に遠隔手話通訳ができるようにしたり、避難所への手話通訳者の配置をしたりしてほしい。
- ⑥ 災害時には、障がい者は支援されるばかりではなく、自分で自分の命を守ることを考えることも必要。

(9) まちづくり・居住環境整備

- ① 公共施設等のバリアフリースイートイレ（オストメイト用トイレ）の整備。
- ② トイレの入り口近くにおむつ台が設置されていて、車いすだと入りにくい場合がある。
- ③ 歩道の敷石ブロックの上を車いすで走行すると、小さな振動が長く続き腰を痛める。特に高齢者の場合は負担が大きい。

(10) 理解促進

- ① 小学校や中学校における障がいの理解を深める取組が必要。
- ② このところ、保育園や幼稚園が障がいのある子を受け入れるようになってきているが、実際の現場ではインクルージョンとは程遠い状況になっているという話をよく耳にする。
- ③ 配慮されたようでも、実際に障がい者には使いにくいものも多い。よく意見を聴いてほしい。
- ④ 失語症への理解の促進が必要。失声症や構音障がいと混同されることがある。
- ⑤ 災害時には障がい者にもできることはある。

- ⑥ バリアフリースイッチは障がい者にとって本当に使いやすいものになっているのか。
- ⑦ 例えば、聞こえる人と違って、聞こえない人は、床の振動などにも不安を感じる。聞こえない人にとっては周囲がどんな世界なのか、想像して理解してほしい。
- ⑧ 精神障がいに対する理解の促進と学校教育が必要。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域の中に支援拠点があり、災害対策などでは地域の方々との相互支援も必要となる。市民への啓発、学校教育でも精神疾患を早い段階から理解し早い段階から適切な支援をしていただくようお願いしたい。

(11) 人材確保

- ① 人材の確保、育成、定着は、明らかな課題。どの事業者からも、職員を募集してもなかなか応募が来ないと聞いている。
- ② 相談支援専門員については、報酬の額だけでは経営が厳しく、サービス部門との兼務をしている従業者が多い。国は引き続き報酬の額を増額してほしい。
- ③ 新人教育の充実が必要。
- ④ 精神障がい者を支援する事業所のスタッフの定着が厳しいことが残念。精神障がい者支援の専門的な知識や資格を持った専門職の方が長く仕事を続けられないのは、率直に言って、苦勞し甲斐がないということなのだろうか。人材確保と定着のため、予算も含めて検討していただきたい。
- ⑤ 障がい者施策に関する研修など、知識を得られる場があれば参加したい。

第5節 障がい児福祉に対する市民の意識

第5次いちかわハートフルプランの策定に当たり、令和5年8月に市内の児童発達支援センターを利用中の保護者に「現在の障がい児施策について課題と思うこと」について文書にて伺い、いただいたご意見について次のとおり整理しました。

(1) 障害児通所支援について

- 放課後等デイサービス事業所の空きがなく入れない。
- 医療的ケア児が利用できる放課後等デイサービスが少ない
- 利用可能時間が短いところが多く、就労困難な時間設定である。利用時間を長くしたり、支給量上限（23日/月）を増やしたりして、保護者が働ける環境設定をしてほしい。
- 利用方法や事業所の情報が少なく、分かりづらい。手続をして利用できるまでの期間が長い。
- 教育分野との連携ができていない。保育所等訪問支援について学校や園への周知をしてほしい。
- 職員の専門性欠如など、事業所ごとのサービスの質に差がある。重度の障がい児への支援にも力を入れてほしい。もっと多くの事業所に言語聴覚士などの専門職員を配置してほしい。
- 事業所の職員が不足しているように感じる。労働環境を改善するなどして子どもたちの支援を手厚くしてほしい。

(2) 障害福祉サービスについて

- 近隣で児童が利用できる短期入所施設が極端に少ない。利用したくても空きがなく利用できない。
- サービスの存在が認知されていない。手続方法も含めて情報提供の機会を増やしてほしい。

(3) 地域生活支援事業について

○児童が利用できる日中一時支援事業所が少ない。利用したくてもいつも空きがない。

○保護者の就労対策として障害児通所支援と併せて利用したいが、一体的に利用できる日中一時支援事業所が少ない。

(4) 障害児相談支援について

○相談支援の役割がよく分からなかったので利用しなかった。

○利用したかったが空きがなかった。

○利用しているが相談支援専門員が多忙で相談しにくい。受給者証更新のときしか話ができない。

○相談支援を利用することが有効だと実感している。もっと普及してほしい。

(5) 保護者支援について

○どこに相談したらよいのか分からない。総合的な相談窓口があるとよい。

○保護者同士のつながりが薄く、孤独感を感じる。親の会について知らない人が多い。

○現在利用している事業所では保護者支援をしてもらっているが、就学後の保護者支援をもらえるところがあるのか不安がある。

(6) ライフサポートファイルについて

○ライフサポートファイルの存在を知らなかった。もっと周知してほしい。

○持っているが書き方が分からない。渡すだけでなく書き方や使い方も教えてほしい。

○持っているが活用方法が分からず、ただ書類をファイルするだけになっている。

○未就学児は活用の機会が少ない。

○進学先などできちんと共有してもらいたい。

○持っていて、子の成長を振り返ったりできている。進学先や新しい事業所との連携に活用できている。

○ファイルのサイズが大きく使いづらい。電子版があるとよい。

第6節 まとめ

ここまでの内容を踏まえ、第5次いちかわハートフルプランの策定に当たっての課題を、次のとおり整理しました。

以下の7項目は、「第2部 市川市障害者計画」の中で、市が今回の計画年度において特に重点的に取り組むべき施策（重点施策）とします。

	概要
(1) 障がい児支援	<p>○市川市こども発達相談室*の相談件数は年々増加傾向にあり（令和2年度を除く）、新規の相談内容としては、発達障がいに関する相談が過半数を占めています（令和4年度）。そのため、発達障がい児の早期発見・早期療育を充実させて保護者や支援者がこどもの障がいや特性を正しく理解し、適切に対応できるように支援していくことが重要です。</p> <p>○特別な支援を必要とする子どもたちが、ライフステージを通じて一貫した支援を受けるために、市川スマイルプランやライフサポートファイル等を活用しながら、家庭、福祉、教育等の関係機関が連携していくことが求められます。</p> <p>○重症心身障がい児や医療的ケア児の支援に関しては、医療的ケア児等コーディネーターが子どもをとりまく課題を整理し、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を調整し、総合的な支援につなげられるよう働きかけていきます。</p>
(2) 就労の支援	<p>○障がいのある方が住み慣れた地域において自立した日常生活や社会生活を営んでいく上では、自らの能力をできる限り活用し、可能な範囲で就労しながら生活していくことが重要です。</p> <p>○就労系の障害福祉サービスに関しては、令和4年12月に行われた障害者総合支援法の改正により、障害福祉サービスの中に就労選択支援が創設されたほか（改正法公布日から3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）、一般就</p>

	<p>労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用についても訓練等給付費の支給の対象となりました（令和 6 年 4 月 1 日施行）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市独自の施策としては、市川市障がい者就労支援センターアクセスを平成 12 年度から設置しており、また、市川市自立支援協議会就労支援部会では、障がい者の就労支援に関する課題を共有し、事業所間の連携を図っています。 ○今後は、市川市障がい者就労支援センターアクセスを障がい者就労支援の中核として位置付け、就労支援部会も活用しながら、障がいのある方の就労の支援の充実を図っていきます。 ○また、就労する障がい者の就職後の支援や、就労系障害福祉サービス事業所を利用する方の高齢化も課題となっていますので、就労定着支援事業者の質・量の充実や、障がい者福祉と高齢者福祉との円滑な連携にも取り組んでいきます。
<p>(3) 地域生活の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者等の地域における安心した生活を支援する上では、地域生活支援拠点等の整備が要となります。これについては、令和 4 年 12 月の障害者総合支援法の改正により、市町村の地域生活支援事業の一つとなることが決まっています（令和 6 年 4 月 1 日より）。 ○特に、精神障がいのある方に関しては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築が推進されているように、長期入院精神障がい者の地域生活への移行などが進められており、精神障がいのある方が比較的多い本市においても、住み慣れた地域における安心した日常生活・社会生活の支援を推進していくことが重要です。 ○地域生活支援拠点等の整備に当たっては、基幹相談支援センターとの役割の違いや効果的な連携に留意しながら、既存のサービス等のほかにどのような機能が必要となるか、検討を進めていきます。 ○このほか、強度行動障がいがある方の地域における生活の支援の充実や、移動支援や日中一時支援といった地域生活支援

	<p>サービスの見直しを検討していくとともに、地域活動支援センターの運営の支援を継続していきます。</p>
<p>(4) 相談支援体制の整備</p>	<p>○令和4年12月の障害者総合支援法改正では、基幹相談支援センターに関する規定も改正されました。基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務となり、地域の相談支援事業者への助言や指導等も基幹相談支援センターの業務として法定化されました。</p> <p>○基幹相談支援センターえくるの人員規模は、平成29年度に設置して以降ほぼ変わっておらず、指定特定相談支援事業所の数もここ数年ほぼ横ばいであるため、障がい者数の増、相談者数の増に追い付いていません。</p> <p>○今後は、対象者の増と基幹相談支援センターの役割の拡大に対応するため、人員規模の拡充のための予算措置を行っていくとともに、関連する機関との役割分担の整理を進め、効果的な連携を図っていく必要があります。</p> <p>○併せて、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の増や受持ち件数の増のための施策も検討していきます。</p>
<p>(5) 災害や感染症の対策</p>	<p>○大地震のリスクはもちろん、近年は台風の被害も大きくなってきており、さらに令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は障がい者を含め脆弱な立場に置かれている方々が大きな影響を受けました。</p> <p>○感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しており、障がい者やその家族等に対する支援が必要となっています。</p> <p>○感染症拡大時を始め、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障がい者を含め脆弱な立場にある方々がより深刻な影響を受けることから、この計画に掲げる各種施策についても、非常時に障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めていきます。</p>

<p>(6) 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供</p>	<p>○平成 28 年 4 月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）が施行されていますが、障がいに対する理解の促進や社会的障壁をできる限り除去するための合理的な配慮の提供は、共生社会の実現に向けてますます重要となっています。</p> <p>○また、障がい者が自らの能力を十分に発揮して就労するためにも、雇用者の従業者に対する障がい特性の理解や合理的配慮の提供が求められ、こうした理解や配慮は障がい者等の権利擁護にもつながります。これらの点を念頭に、必要な取組を進めます。</p>
<p>(7) 支援人材の確保と質の向上</p>	<p>○人口減少と少子化、高齢化に伴う生産年齢人口（15～64 歳）の減少により、高齢者や障がい者を支援する人材の不足は年々顕在化してきており、人材の確保と質の向上はますます重要になっています。</p> <p>○人材の不足は、福祉分野に限らず、あらゆる分野において課題となっていますが、市町村においては、福祉人材の育成・定着に資するよう、また、事業者同士の横のつながりを深め、“顔の見える関係”を構築していけるよう、可能な限り、研修の実施等に取り組んでいきます。</p>

